

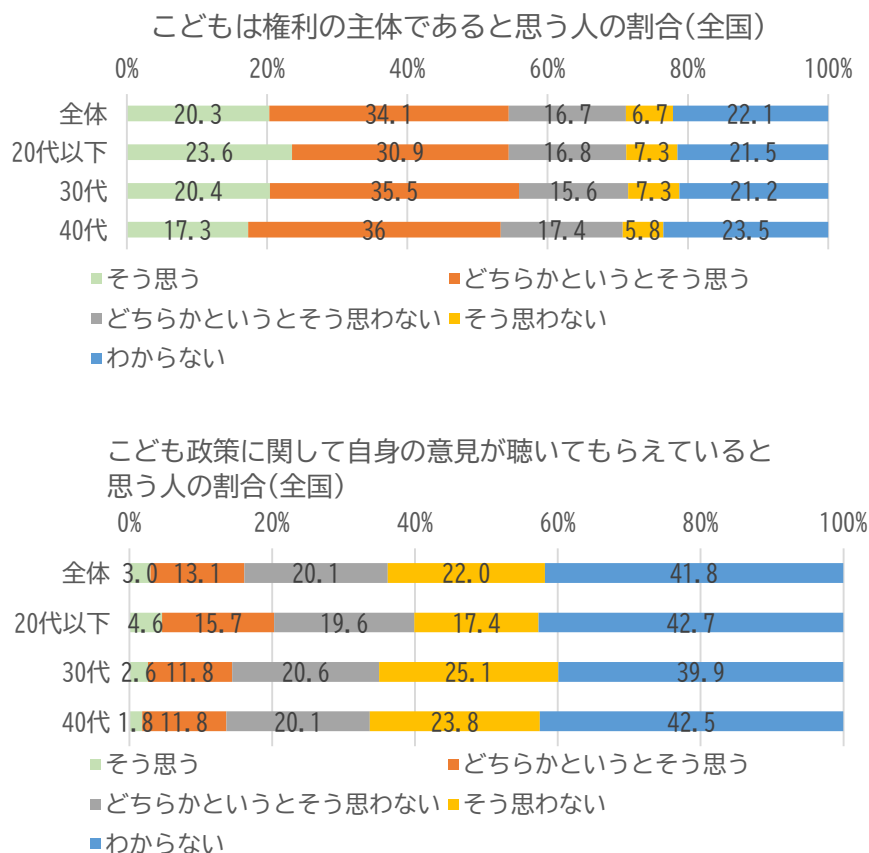
Ⅱ 子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

1 子どもの権利が守られる社会づくり

- ・子どもに関わる施策について、子どもの意見を聴き、反映する仕組みが十分な現状であるとは言えません。子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

【子どもの権利・意見聴取に関する状況】

「こどもは権利の主体であると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は、54.4%ですが、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計値）は、16.1%となっています。



(資料)こども政策の推進に関する意識調査(こども家庭庁)(R5)

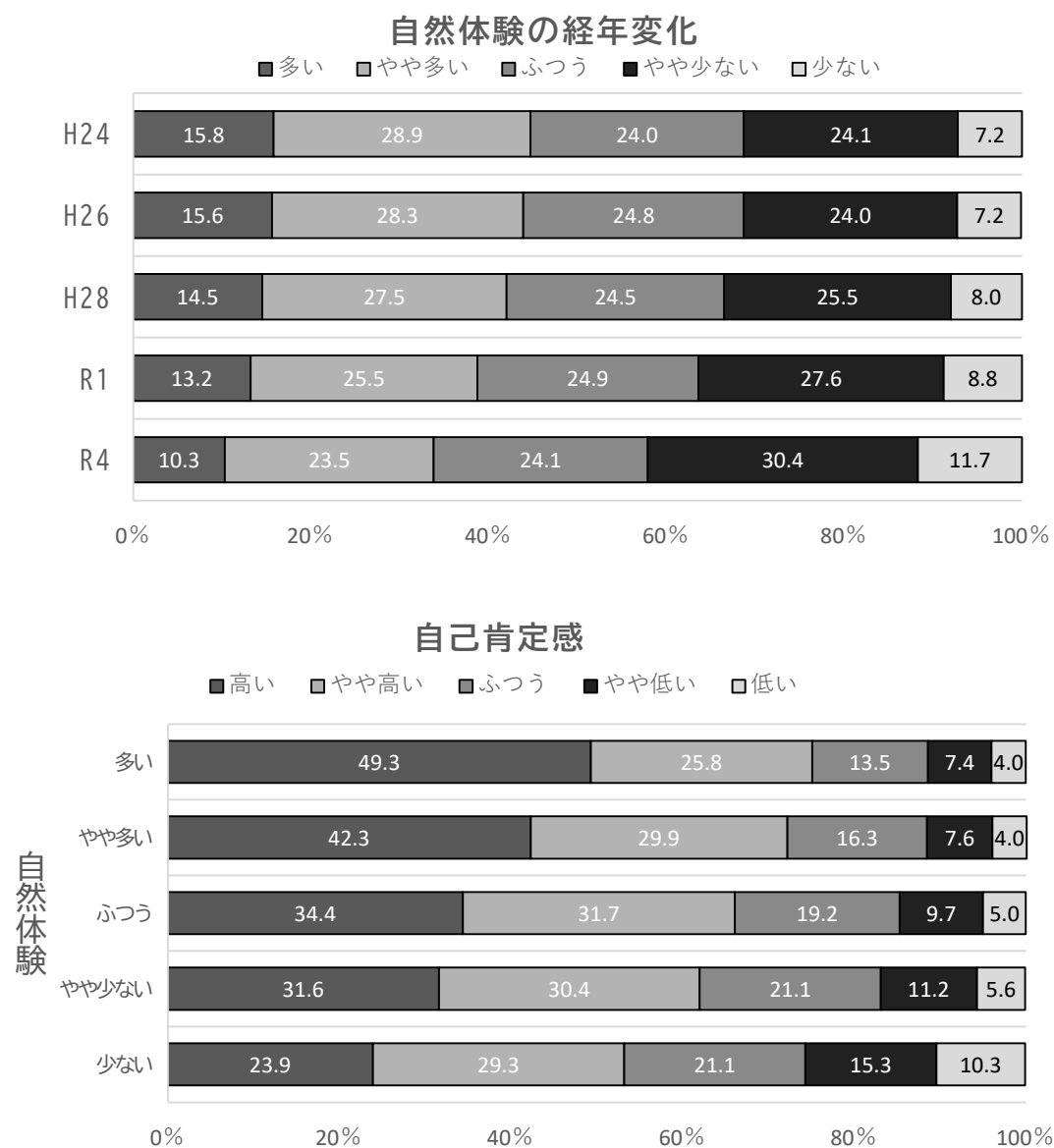
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

- ・子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されています。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりが必要です。コロナ禍を経て人と人とのつながりの大切さが再確認されており、対面でのつながりにより情緒を育むことが大切です。あわせて、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成が必要です。
- ・今後、人口減少や少子高齢化、技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測されます。こうした時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。
- ・若者が幸せを感じるための要素として、自分らしい生き方ができることを重視している状況を踏まえ、就労や結婚をはじめとした若者の希望を叶えるための支援を行います。
- ・子どもの健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子どもを保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会を減らすことが必要です。

【体験活動の状況】

自然体験を尋ねる設問の回答状況から5段階に分類した場合、「多い」、「やや多い」に該当する子どもの割合は10年間で減少傾向にあります。

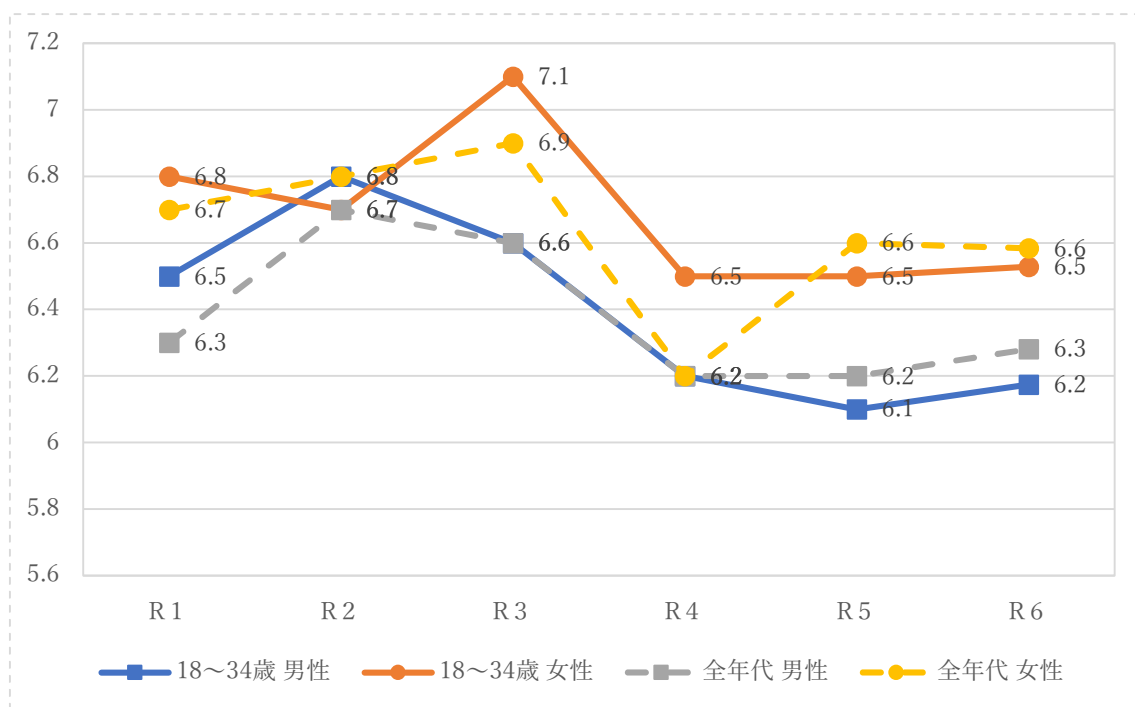
また、自己肯定感に関する設問への回答状況を5段階に分類した場合、自然体験が豊富であるほど、自己肯定感も高い傾向が見られました。



(資料) 青少年の体験活動等に関する意識調査 独立行政法人青少年教育振興機構 令和4年度

【若者が感じている幸せの度合い】

若い年齢層（18～34 歳）では、10 点を満点として、令和 6 年度は男性 6.2 点、女性 6.5 点が平均となっています。幸せを感じるにあたり特に大切だと思うこととして、男性では「自分らしい生き方」、女性では「身体の健康」が最も多い回答となっています。



（資料）県政世論調査

「感じている幸せの度合いについて、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」の回答状況）

幸せを感じるにあたり、特に大切だと思う項目（18～34 歳）（一部抜粋）（R6）

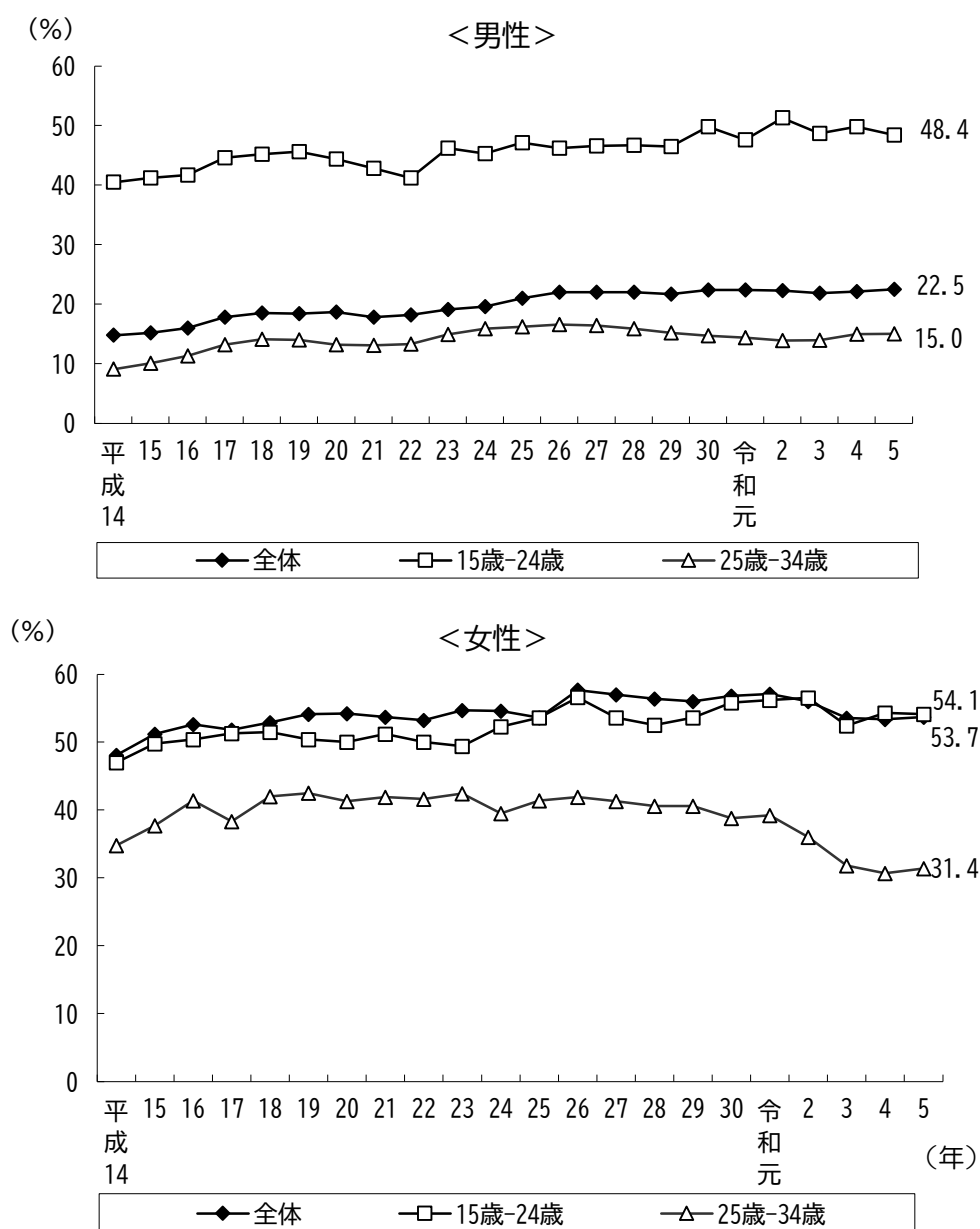
	自分らしい生き方	家計（消費・所得）	身体の健康	こころの健康	子育て（環境・教育）	仕事	豊かな自然環境	共生社会
男性	63.8%	46.2%	58.4%	57.8%	24.9%	38.0%	18.3%	20.2%
女性	65.8%	47.2%	68.8%	68.6%	27.4%	46.1%	23.7%	29.2%

【雇用環境の変化】

全国ベースで平成14年と令和5年の男性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、14.8%から22.5%、40.5%から48.4%、9.1%から15.0%と大きく増加しています。

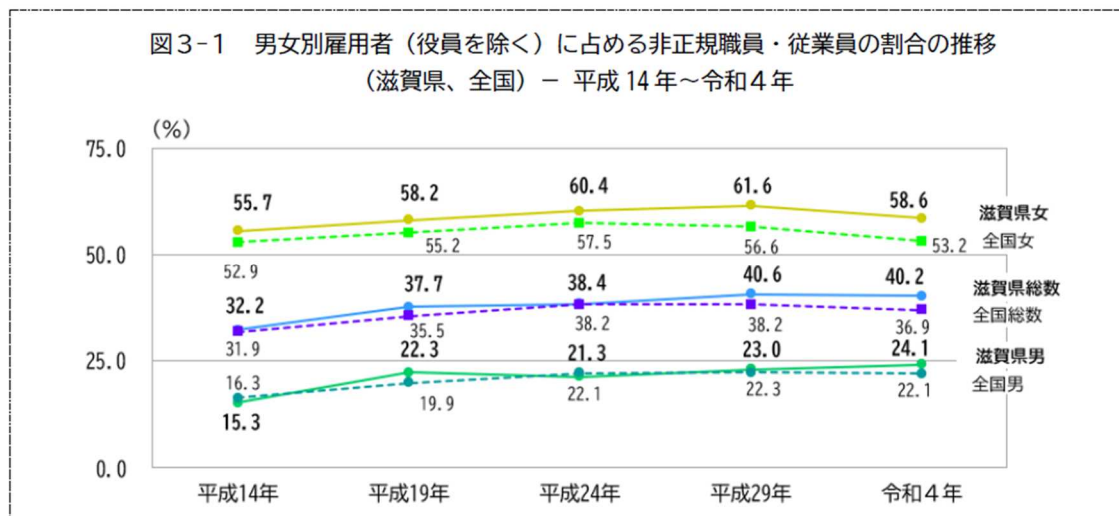
同じく、平成14年と令和5年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、48.1%から53.7%、47.0%から54.1%へと増加しているものの、25歳から34歳の年齢では、34.8%から31.4%へと減少しています。

非正規雇用者の比率の推移（全国）



(資料) 総務省統計局「労働力調査」

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合



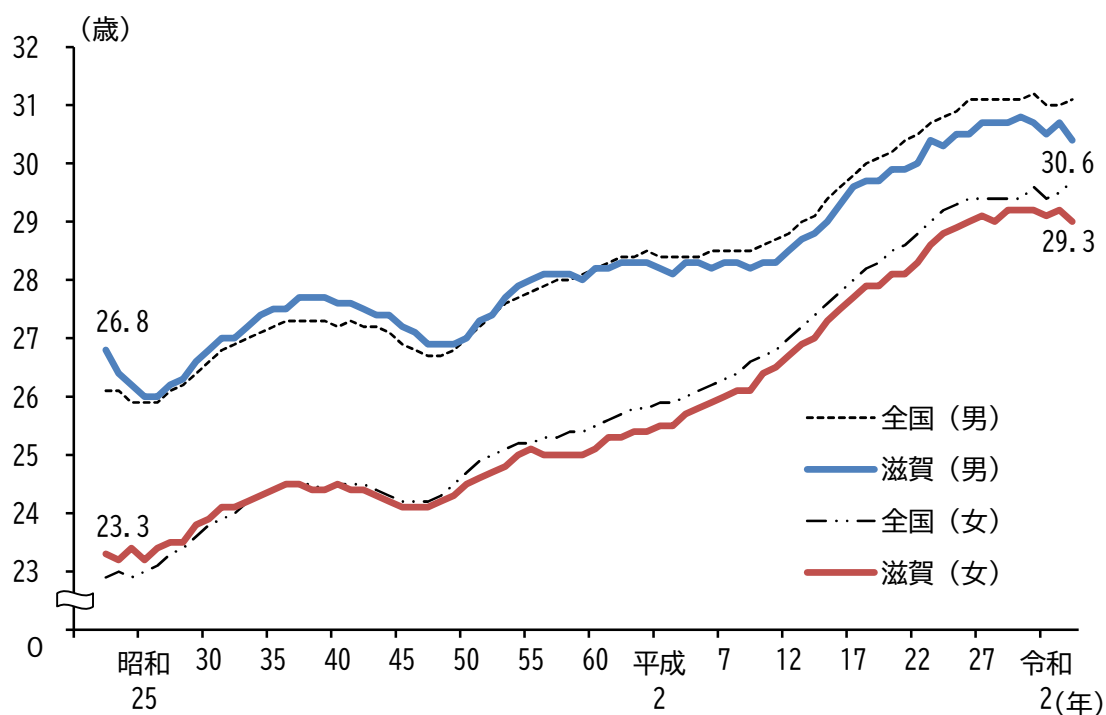
（資料）就業構造基本調査 総務省

【晩婚化、未婚化の進展】

本県の平均初婚年齢は、上昇し、令和5年の平均初婚年齢は夫 30.6 歳、妻 29.3 歳となっています。夫妻ともに全国を下回っています。

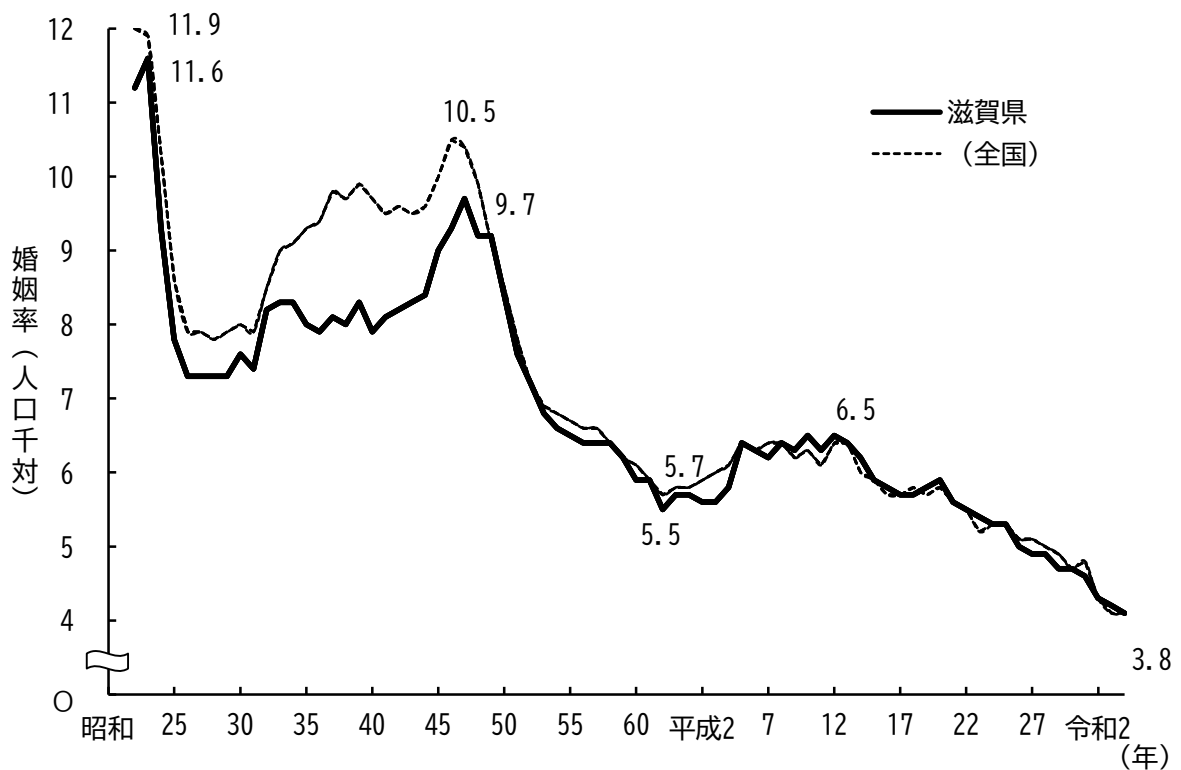
また、婚姻率（人口千対）は平成12年以降低下傾向にあり、令和5年は3.8 となっています。

平均初婚年齢の推移



（資料）令和5年人口動態統計 厚生労働省

婚姻率（人口千対）の推移



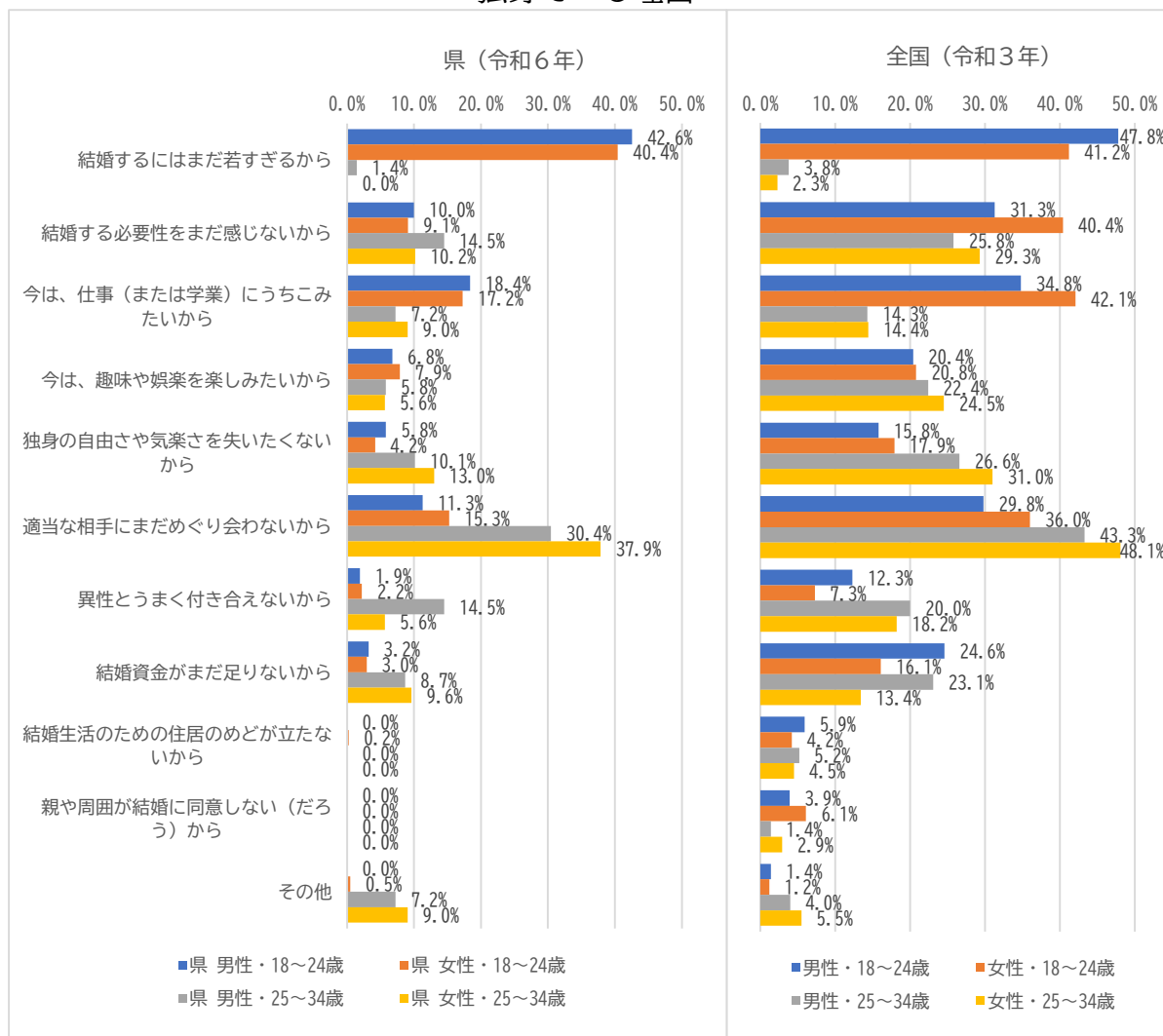
(資料) 令和5年人口動態統計 厚生労働省

【結婚に関する意識の状況】

若い年齢層（18～24 歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」といった、積極的な結婚の動機がないことが現在独身でいる理由の上位に挙げられています。

25～34 歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」の選択率がもっとも高くなっています。

独身でいる理由



（資料）滋賀県 結婚に関する県民意識調査（令和6年）

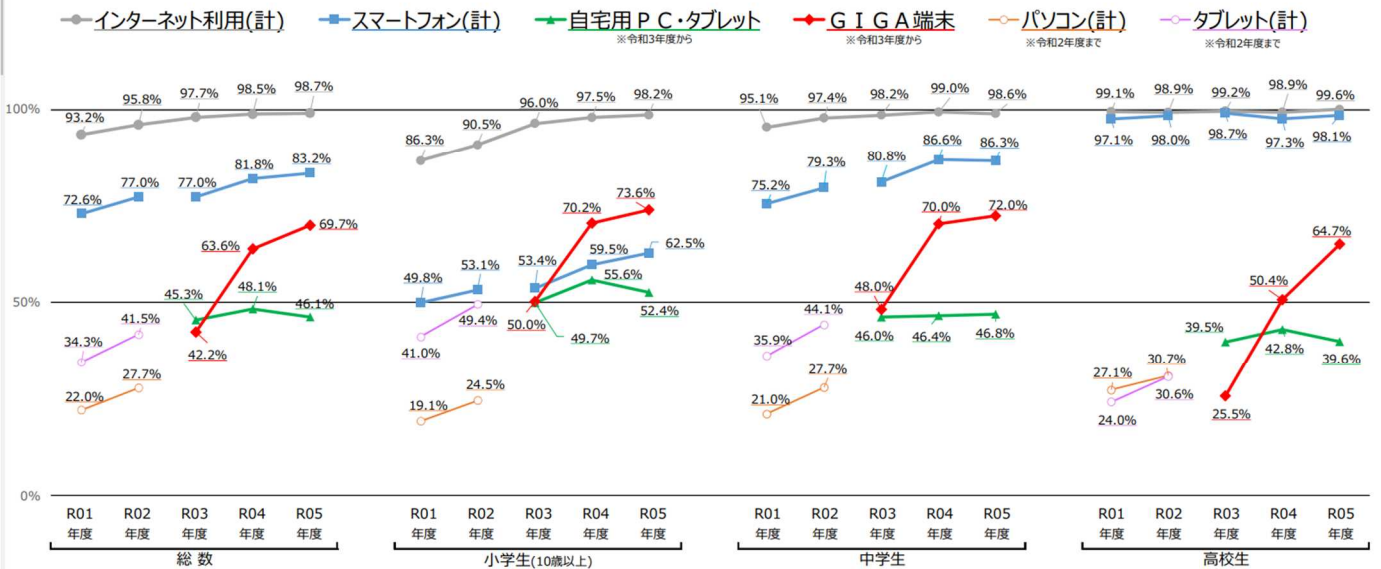
国立社会保障・人口問題研究所現代日本の結婚と出産 ー第16回出生動向基本調査（独身者調査
ならびに夫婦調査）報告書ー（令和3年）

【子ども・若者のインターネット利用状況】

令和5年度の内閣府調査による子ども・若者のインターネット利用状況を見ると子ども・若者の9割以上がインターネットを利用しています。高校生の98.1%、中学生の86.3%、小学生の62.5%がスマートフォンを利用しており、利用状況はどの学年も増加傾向にあります。

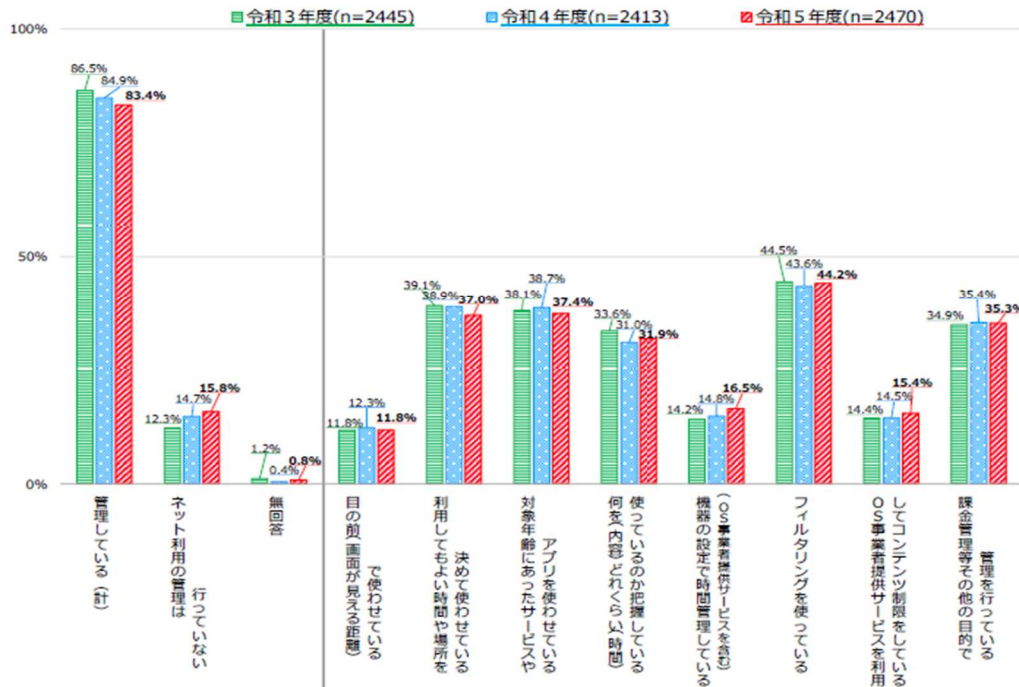
令和5年度は、保護者が子どものスマートフォン利用の管理を行っている割合は83.4%です。フィルタリングを使っている保護者の割合は44.2%にとどまっています。

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



（資料）令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 こども家庭庁

青少年の保護者の取組の経年比較 （スマートフォン／令和3年度から令和5年度）



（資料）令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 こども家庭庁

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

- ・不登校の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の厳しさが増していることや、価値観の多様化等により、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- ・非正規雇用や若年無業者（ニート）の増加など、厳しい就労状況にある若者も少なくないことから、就労支援の充実が必要です。
- ・ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラーなど、子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化しており、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要です。
- ・非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につなげるための取組が必要です。

【ニートの数の推移】

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

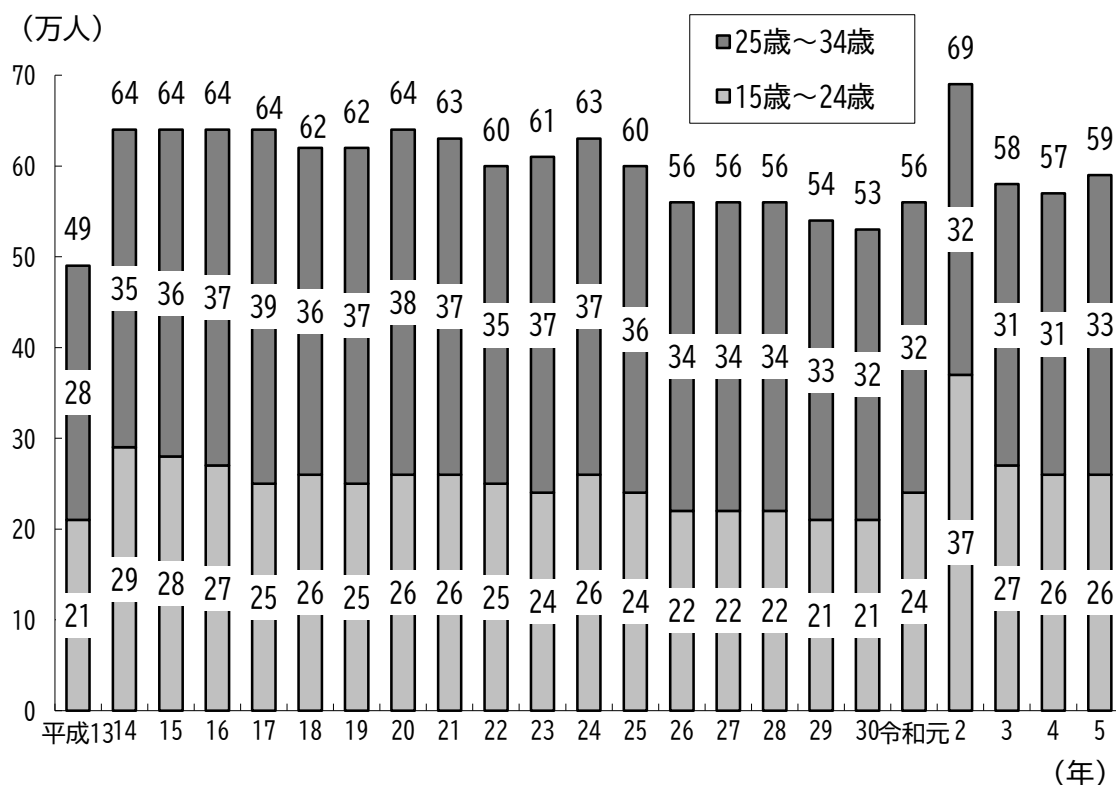
(1) 全国のニートの状況

令和5年 59万人（総務省統計局「労働力調査」より）

(2) 滋賀県のニートの状況

令和4年 約6,400人（総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」より）

ニート数の推移（全国）



(資料)労働力調査 総務省

【いじめの状況】

令和4年度にいじめを認知した学校数は366校(95.1%)、総認知件数は11,716件(前年度9,823件)で過去最多です。公立小学校は8,896件(前年度7,457件)、公立中学校は2,571件(前年度2,114件)であり過去最多となりました。県立高等学校は185件(前年度207件)と減少、特別支援学校は64件(前年度45件)であり過去最多となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては県立高等学校を除く全ての校種で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。

小学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1
令和3年度	216	7,457	98.2	93.3	16,978	496,094	88.6	80.7
令和4年度	218	8,896	99.1	112.5	17,222	545,958	90.5	89.8

中学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5
令和3年度	98	2,114	100.0	53.7	8,157	95,263	86.7	31.9
令和4年度	98	2,571	100.0	65.6	8,278	108,335	88.3	36.5

高等学校（県立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8
令和3年度	46	207	90.2	7.1	2,390	11,129	58.7	5.4
令和4年度	42	185	82.4	6.5	2,541	12,179	63.0	6.1

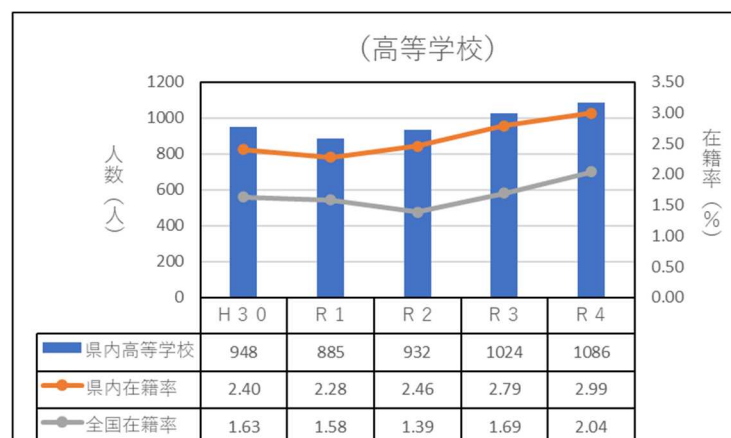
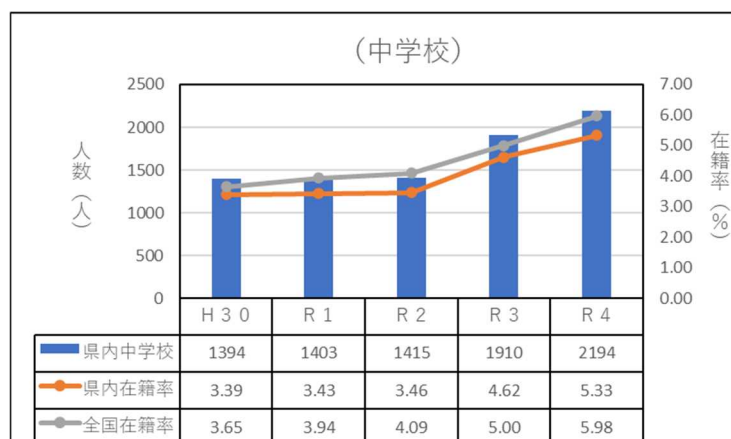
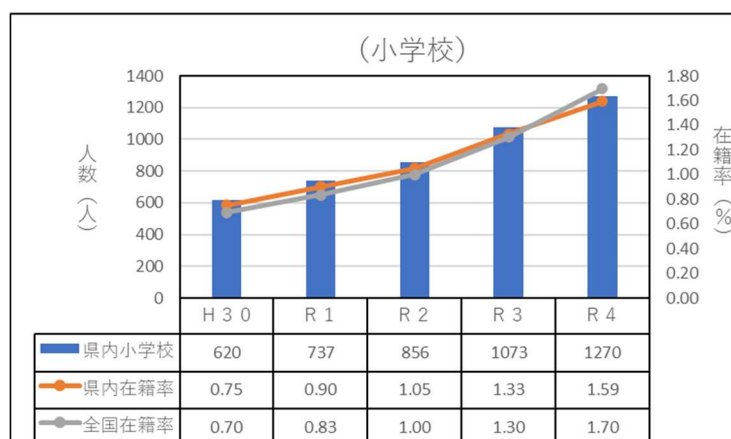
特別支援学校におけるいじめの認知状況の推移

	滋賀県		全国	
	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数
平成30年度	11	14	467	2,570
令和元年度	11	28	497	2,963
令和2年度	6	18	449	2,203
令和3年度	10	45	475	2,623
令和4年度	8	64	476	2,928

（資料）滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

【不登校の状況】

不登校の状態にある児童生徒数は近年増加傾向にあり、令和4年度においては、小学校で1,270人、中学校で2,194人、高等学校で1,086人であり、過去最多となっています。



(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

【ヤングケアラーの状況】

令和3年度に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校を対象とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒（以下、「子ども若者ケアラー」）の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答した学校が165校（49.8%）とほぼ半数となっています。また、学校区分別に見ると、中学校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となっています。

「子ども若者ケアラーの有無」

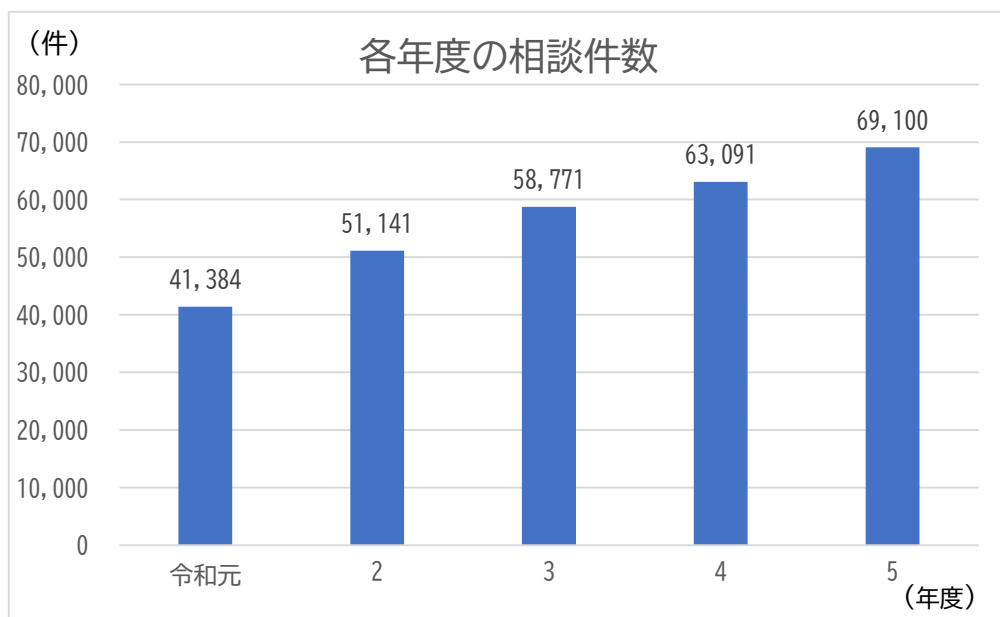
学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

（資料）令和3年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託

「子ども若者ケアラー実態調査報告書」

【子どもの性犯罪・性被害の状況】

令和4年度（2022年度）に全国のワンストップ支援センターへ寄せられた相談件数は、前年度比7.4%増の約6万3,000件となっています。



（資料）内閣府男女共同参画局

【少年非行の状況】

過去5年間の非行少年等の状況については増加が見られ、特に昨年は、非行少年のうち、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された刑法犯少年が大幅に増加（+47.3%）しました。

非行少年等の推移

区分 \ 年次		R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	336	336	346	355	523
	犯罪少年	232	236	227	249	357
	触法少年	104	100	119	106	166
	特 別 法 犯 少 年	53	48	33	54	57
	犯罪少年	45	44	30	43	46
	触法少年	8	4	3	11	11
	ぐ 犯 少 年	1	4	1	1	1
	計	390	388	380	410	581
不 良 行 為 少 年		1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(人)

不良行為で補導された少年は2,222人で、前年に比べ30人増加しました。行為別では、深夜はいかいが891人で最も多く、続いて喫煙の701人、怠学の257人となっています。

主な不良行為の補導状況【単位：人】

行 為	補 導 人 員				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
深夜はいかい	929	769	796	759	891
喫煙	672	678	581	721	701
怠学	74	57	152	294	257
飲酒	73	73	104	103	115
粗暴行為	56	72	103	145	110
その他	122	156	214	170	148
合 計	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(資料) 少年非行のあらまし 滋賀県警察本部

4 社会的養育の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

- ・児童虐待による死亡事例は、0歳児が多く、かつ0か月児での死亡が多いことや予期せぬ妊娠、若年妊娠、10代の妊娠中絶や性感染症が減少していない現状があることから、子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう生命（いのち）の安全教育やプレコンセプションケアに関する健康教育を行うとともに、妊婦がひとりで悩みを抱え込むことのないよう相談窓口の更なる啓発が必要です。
- ・市町のこども家庭センター等において、家庭環境問題、精神疾患、未婚、経済的問題等を抱えるハイリスク妊産婦、家庭に対し、虐待予防の視点で妊娠期から子育て期まで保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない伴走型の相談支援を充実することが必要です。

(2) 子ども家庭相談体制の強化

- ・児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要です。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の更なる充実

- ・家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託や特別養子縁組の更なる推進が必要です。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善を図るとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として高機能化・多機能化を推進することが必要です。

(4) 当事者である子どもの権利擁護の推進

- ・子ども家庭相談センターが一時保護や措置を行う場合等において、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見または意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく子ども家庭相談センター等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や権利擁護を実現できる環境

整備を推進する必要があります。

(5) 子どもの自立支援の強化

- ・令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養護経験者等の実態把握を行うとともに、施設退所後においても、順調に自立して社会で生活していくよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要です。

(6) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- ・虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。

【社会的養護の状況】

県内には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所あり、令和5年度(2023年度)末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて248人となっています。また、里親のもとや、ファミリーホームで生活する子どもは97人となっています。

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	委託一時保護児童数
里親	44家庭	53人	2家庭	4人	57人	53人
ファミリーホーム	12か所	40人	0か所	0人	40人	
小計		93人		4人	97人	53人
乳児院	1か所	31人	0か所	0人	31人	37人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	129人	7か所	10人	139人	44人
小計		160人		10人	170人	81人
児童心理治療施設	1か所	11人	0か所	0人	11人	4人
児童自立支援施設	1か所	15人	1か所	3人	18人	1人
障害児入所施設	4か所	45人	3か所	3人	48人	32人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)		1人			1人	5人
小計		72人		6人	78人	42人
合計		325人		20人	345人	176人

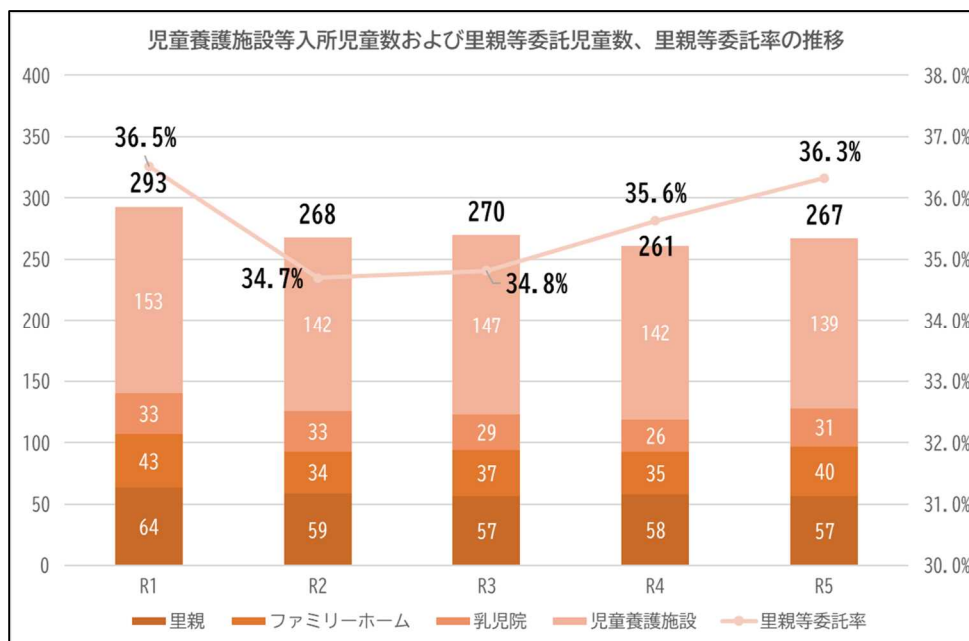
※措置児童数は、令和5年度末現在、委託一時保護児童数は、令和5年度対応数。

(出典) 滋賀県子ども家庭支援課調査

(乳児院、施設入所児童、里親等委託児童数の推移)

乳児院および児童養護施設入所児童数と里親等への委託児童数の合計は、減少傾向にあります。

こうした中、児童養護施設入所児童数はやや減少傾向にある一方、里親等への委託児童数は横ばいで推移しており、里親等への委託の割合は増加傾向にあります。



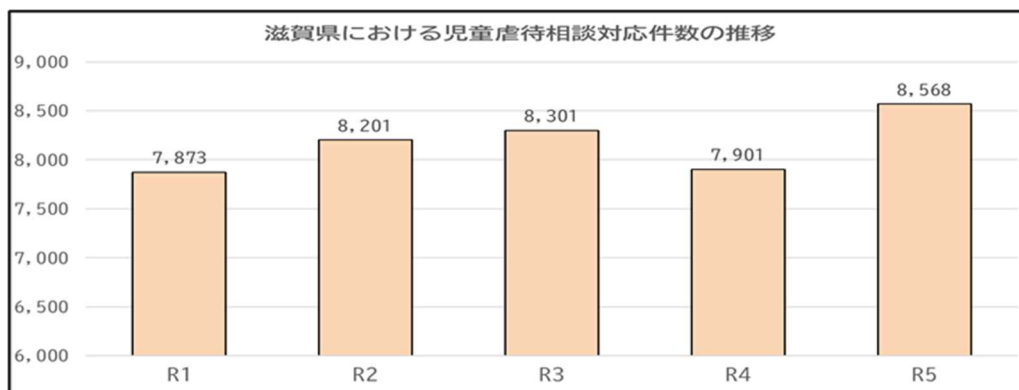
(資料)福祉行政報告例、滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

【児童虐待の状況】

令和5年度(2023年度)における子ども家庭相談センター(中央、彦根、大津・高島)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年度(2022年度)に減少したものの、再び増加に転じています。

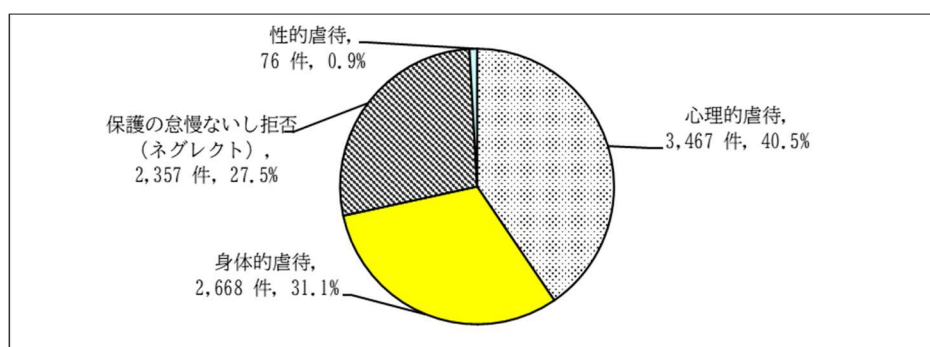
内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増大に伴い、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。

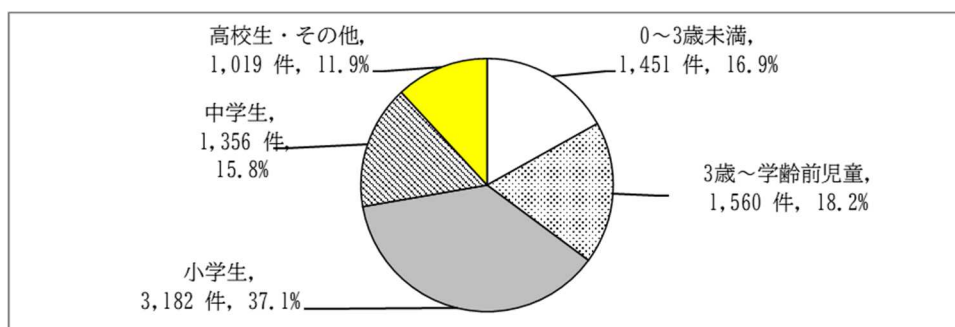


※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
 (センター3,093件+市町8,547件-3,072件(連携分) = 8,568件)
 (資料) 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

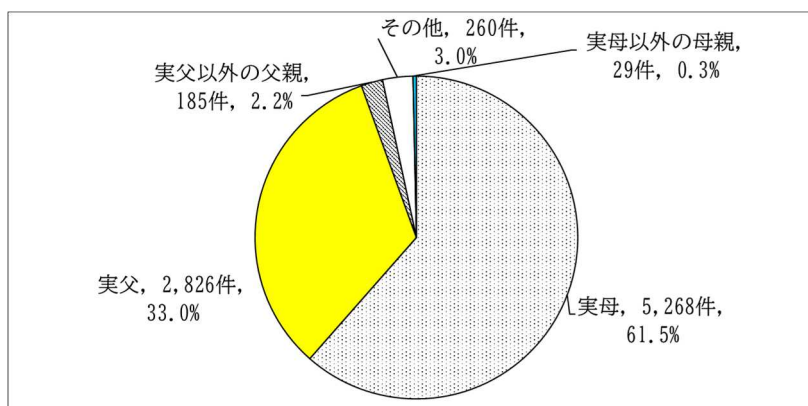
虐待種別としては、令和5年度(2023年度)は「心理的虐待」が3,467件(40.5%)と最も多く、「身体的虐待」が2,668件(31.1%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が2,357件(27.5%)、「性的虐待」が76件(0.9%)となっています。



年齢構成別では、令和5年度(2023年度)は「小学生」が3,182件(37.1%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,560件(18.2%)、「0歳～3歳未満」が1,451件(16.9%)、「中学生」1,356件(15.8%)、「高校生・その他」1,019件(11.9%)と続いています。

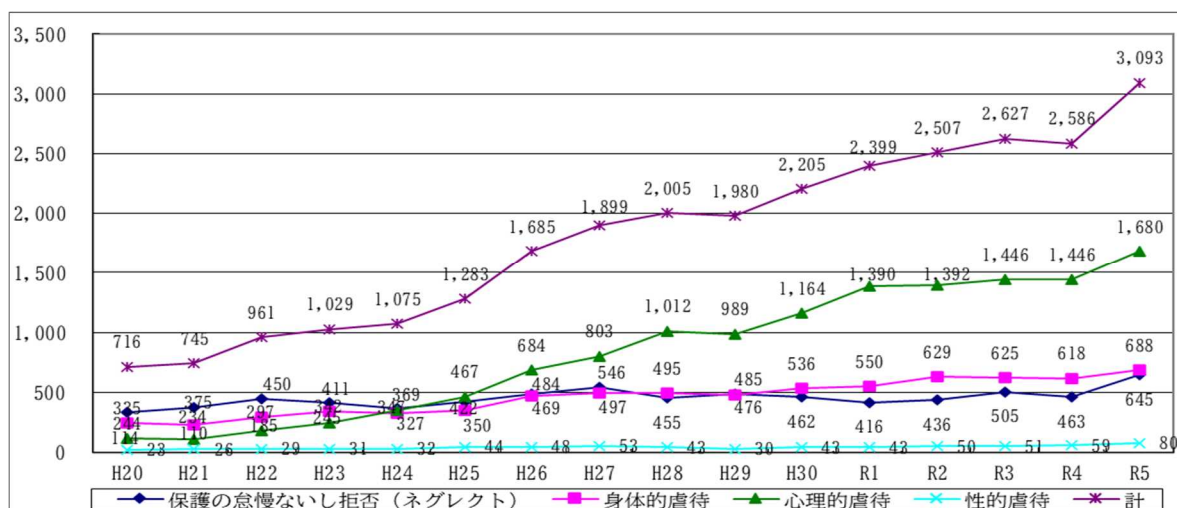


令和5年度(2023年度)の主な虐待者の内訳は、「実母」が5,268件(61.5%)、「実父」が2,826件(33.0%)であり、令和4年度(2022年度)と比較すると「実母」が393件、「実父」が234件増となっています。

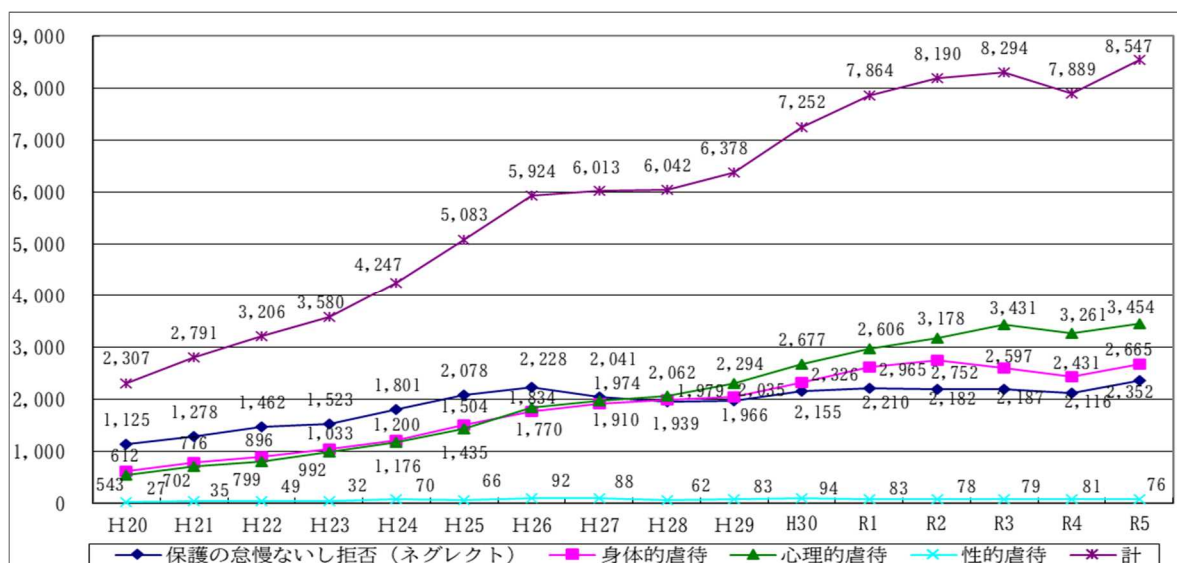


子ども家庭相談センター、市町ともに、近年は、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」、「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加しています。

【子ども家庭相談センター】



【市町】



令和5年度(2023年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告は2,740件で、令和4年度(2022年度)より99件増となっており、「警察等」からの通告が1,566件(57.2%)と最も多くなっています。

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R5	220	74	469	4	0	62	7	1,566	0	167	171	2,740
R5構成比率	8.0%	2.7%	17.1%	0.1%	0.0%	2.3%	0.3%	57.2%	0.0%	6.1%	6.2%	100.0%
増減(R5-R4)	15	11	14	△10	0	5	△6	87	△1	△27	11	99

令和5年度(2023年度)における一時保護施設での「保護件数」は431件で、令和4年度(2022年度)より24件増となっており、「1日あたりの平均保護人数」は24.5人と2.3人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は20.8日で、令和4年度(2022年度)より3.2日短くなっています。なお、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は24.0日で、令和4年度(2022年度)より1.6日短くなっています。

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		左のうち虐待ケースの平均日数
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
増減(R5-R4)	24	△1	△2.3	△1.2	△3.2	△1.6

【妊娠期から乳幼児期の状況】

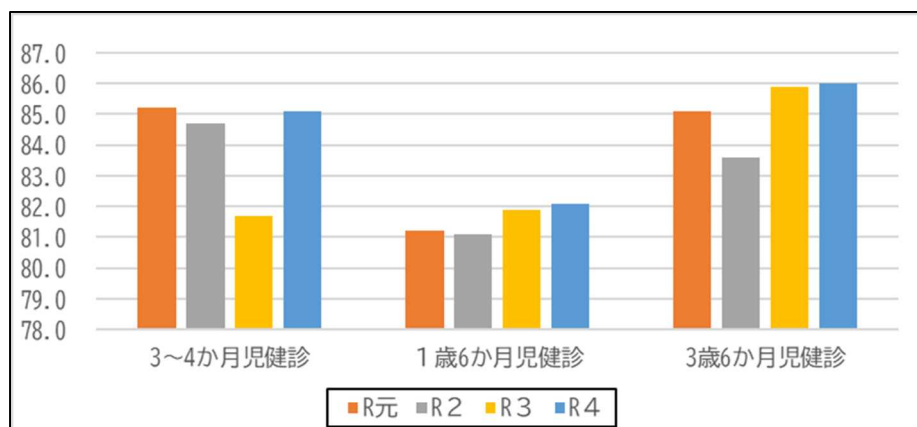
ア 妊娠届出の状況

妊娠届出数は年々減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は9,644人です。そのうち、妊娠11週以内に届け出ている人の割合は96.4%(9,295人)であった一方で、妊娠後期の満28週以上および分娩後に届け出ている人の割合は0.2%(20人)です。

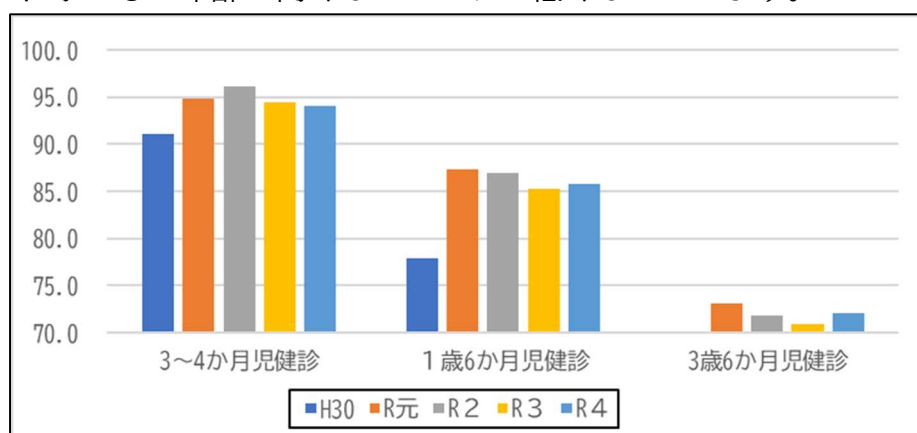
年度	妊娠の届出をした者の数(人)	妊娠週数(人)						妊娠週数(%)			
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	分娩後	不詳	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上
R元	11,211	10,709	409	59	20	4	10	95.5	3.6	0.5	0.2
R2	10,763	10,416	279	42	20	3	3	96.8	2.6	0.4	0.2
R3	10,411	10,064	288	37	18	1	3	96.7	2.8	0.4	0.2
R4	10,084	9,717	304	36	16	2	9	96.4	3.0	0.4	0.2
R5	9,644	9,295	284	38	16	4	7	96.4	2.9	0.4	0.2

イ 乳幼児期における子育ての状況

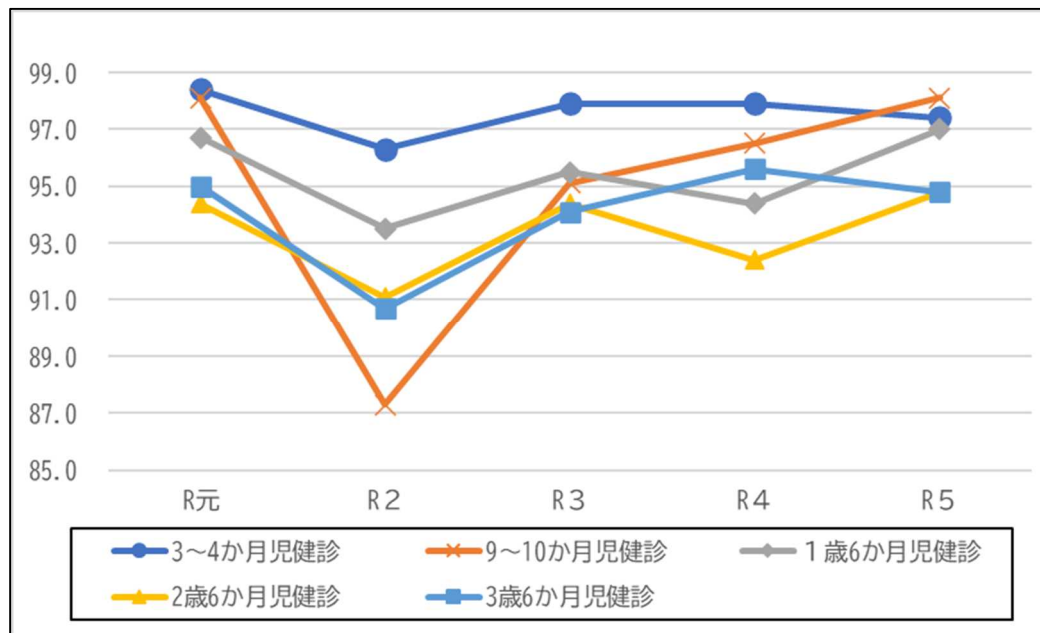
育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合は、令和元年度(2019 年度)以降、1 歳6 か月児健診において最も低くなっています。また、令和4 年度(2022 年度)にあつては、どの健診時期においても対処できる割合が増加しています。



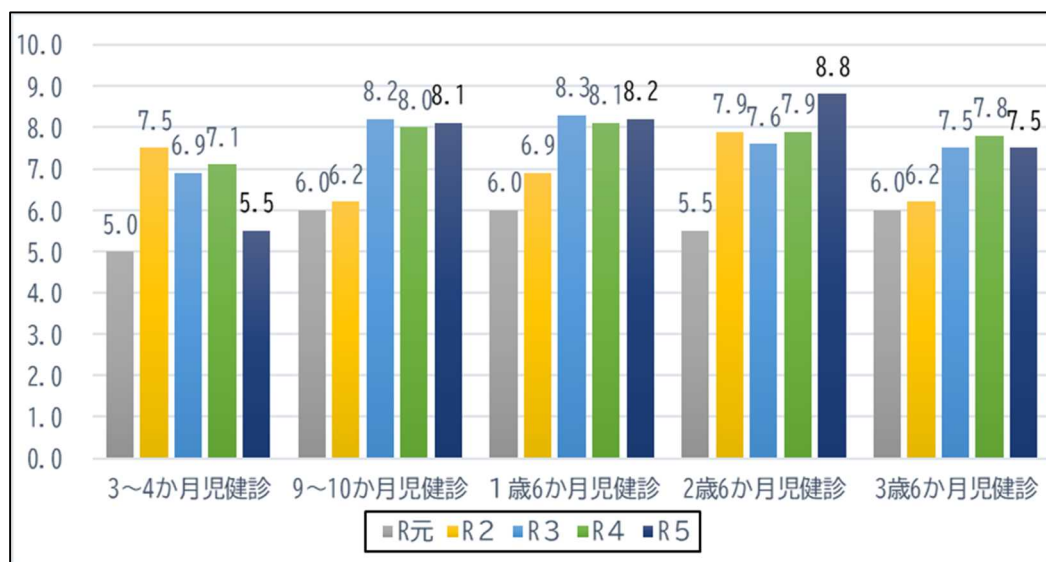
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、子どもの年齢が高くなるにつれて低くなっています。



市町で実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2 年度(2020 年度)の9~10 か月健診で 90%を切っていましたが、令和3 年度(2021 年度)以降は、どの健診も 90%以上の受診率となっています。



乳幼児健診において、保護者側の育児上の問題や育児不安、虐待の疑い等で保健指導や相談支援、他機関との連携が必要な割合は、年度によってばらつきはあるものの、近年9～10 か月から2歳6か月児健診において高くなる傾向がみられます。



5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境づくり

- ・子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。
- ・「令和4年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率は15.4%（平成30年調査比0.3ポイントの低下）、子どもの貧困率は11.5%（平成30年調査比2.5ポイントの低下）で、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）で44.5%（平成30年調査比3.8ポイントの低下）と依然として高い水準となっています。
- ・コロナ禍において、失業やシフト減等により生活困難に陥った子育て世帯のなかには平時から経済的にゆとりのない世帯も多く見られたため、支援を必要とする世帯に迅速、かつ確実に支援を届けられるよう、引き続き市町との連携等を図る必要があります。

(2) 子どもの居場所づくりと体験機会の確保

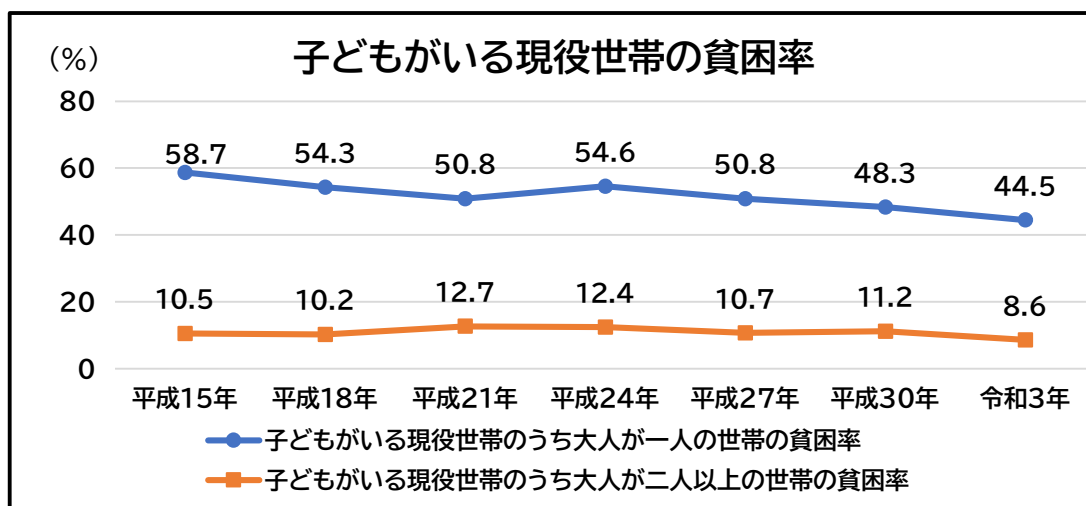
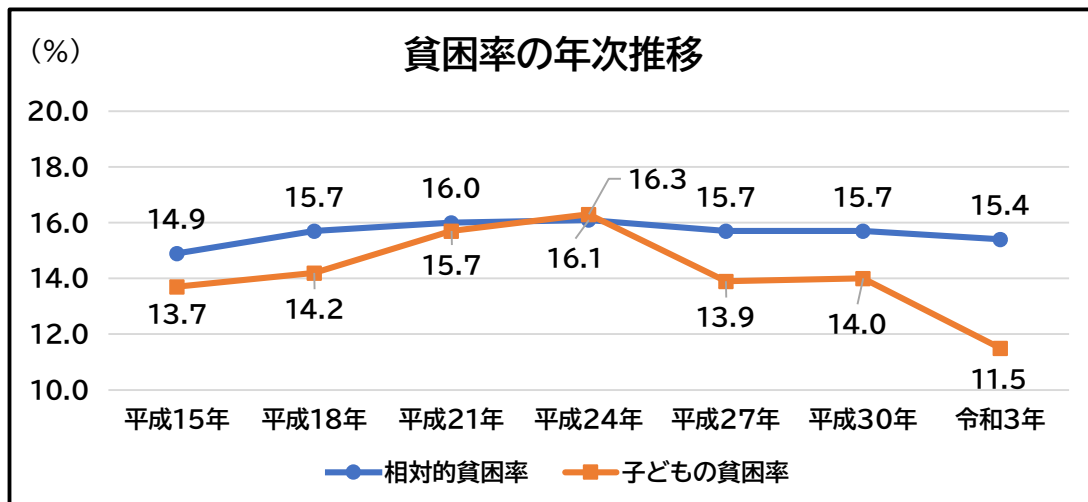
- ・コロナ禍において、小学生、中学生、高校生、大学生等および未就学児の保護者を対象に実施した大規模なアンケートでは、どの学年においても約10%の子どもが「食事ができずに困ることがあった」と回答していることから、子どもたちの心身の健やかな成長を支援する居場所づくりが必要です。
- ・貧困の状況にある子どもや若者が社会的孤立に陥ることのないよう、安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保することが必要です。

【子どもの貧困について】

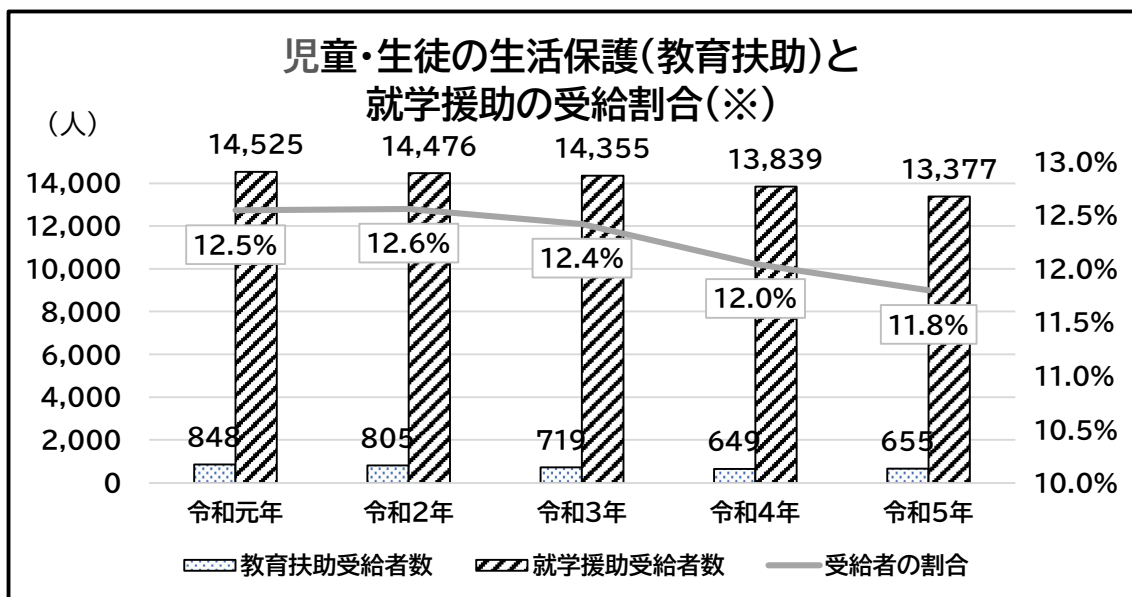
令和4年国民生活基礎調査において、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護（教育扶助）と就学援助の受給割合は令和5年度において11.8%となっています。また、令和4年3月の本県の高校進学率は、一般世帯で99.1%、生活保護世帯で92.4%と6.7ポイントの差がある状況です。なお、特に貧困率が高いとされている母子家庭は、令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では年間就労収入の平均は250万円であり、200万円未満の世帯が母子家庭全体の

39.2%を占めています。



(資料) 国民生活基礎調査の概況 厚生労働省

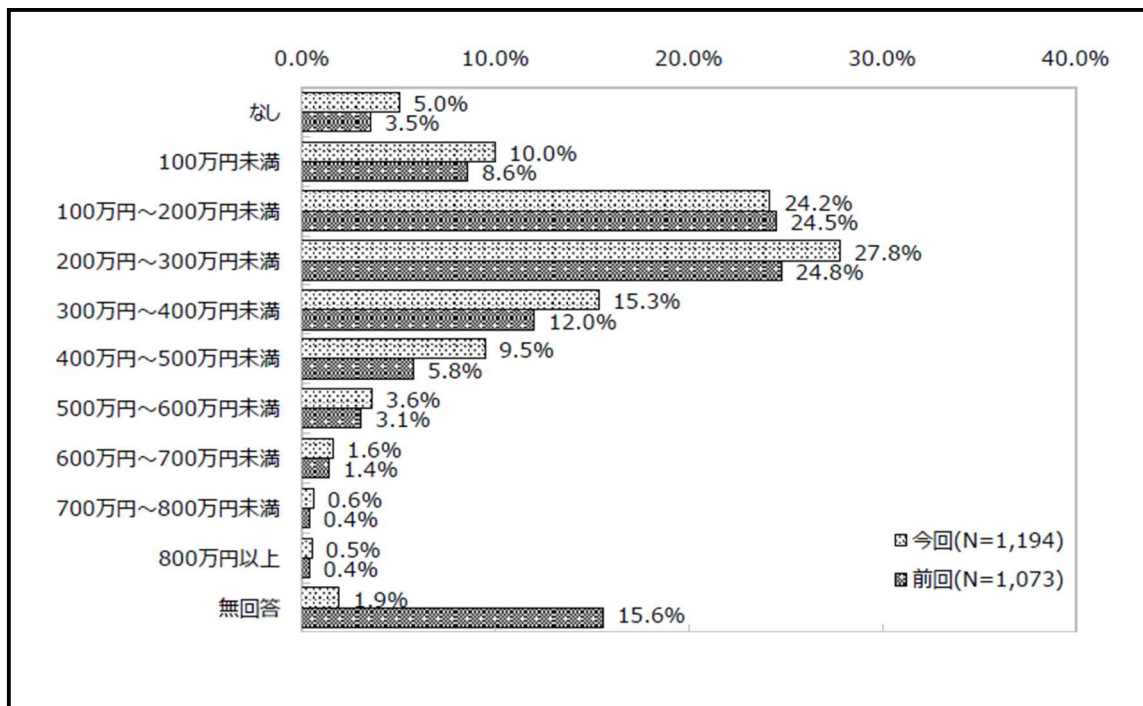


(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ)

(滋賀県教育委員会事務局調べ)

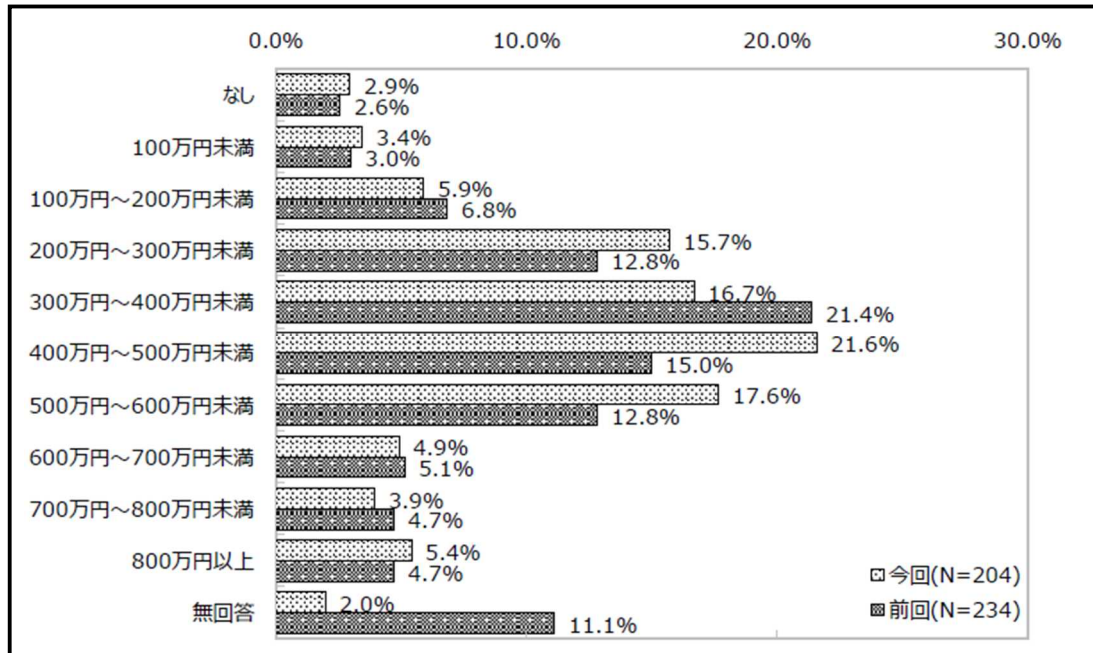
(※) (生活保護(教育扶助)受給者数+就学援助受給者数)÷小学校および中学校の児童数

母子家庭の就労収入(滋賀県)



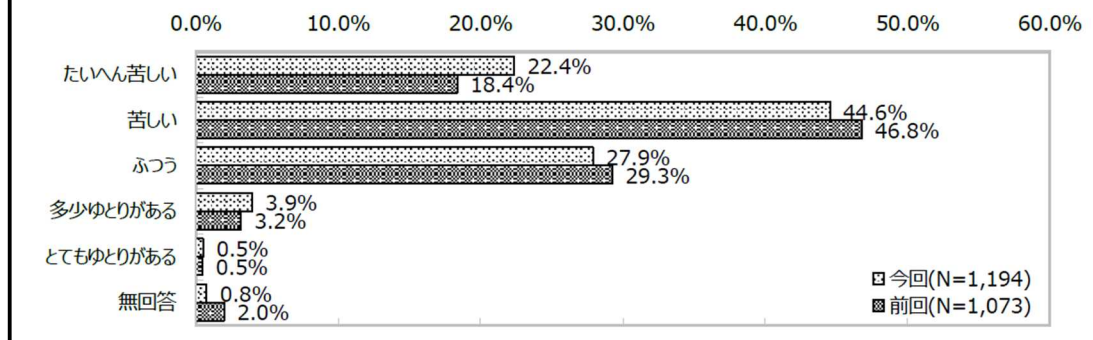
(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

父子家庭の就労収入（滋賀県）

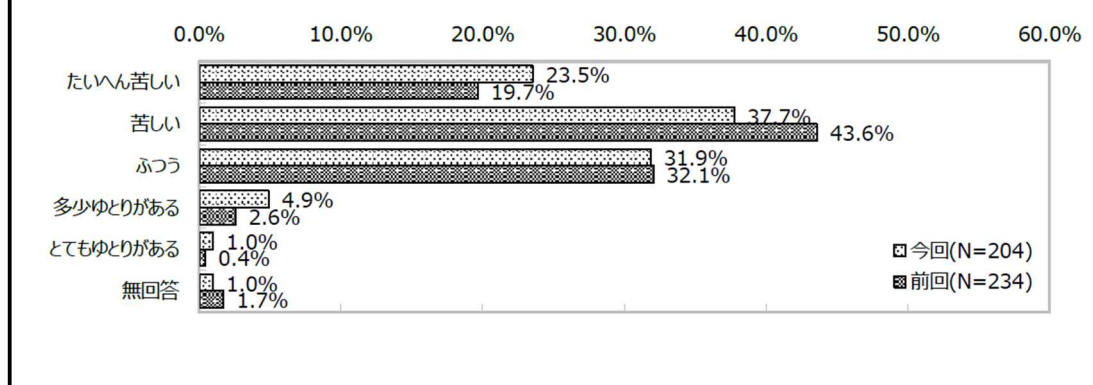


（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

母子家庭の暮らし向きに対する意識



父子家庭の暮らし向きに対する意識



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立

- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- ・ひとり親家庭が経済的に自立し、子どもが健やかに成長するためには、養育費の確保が重要であり、養育費確保のための支援制度が必要です。
- ・ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居確保に係る支援策が必要です。
- ・「共同親権」については、令和6年の民法改正を受けて国において検討されている制度の動向を踏まえて、関係機関や専門家等との連携を図っていく必要があります。

(2) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援

- ・ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職を含むキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、民間事業者に対してひとり親の優先雇用に係る協力要請やひとり親家庭への理解促進を図ることが必要です。
- ・ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った日常生活面における支援を充実することが必要です。

(3) 安心して地域で暮らせる環境づくり

- ・多くのひとり親家庭は、子育てや就労等の様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において、声かけや子どもの見守り等を行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

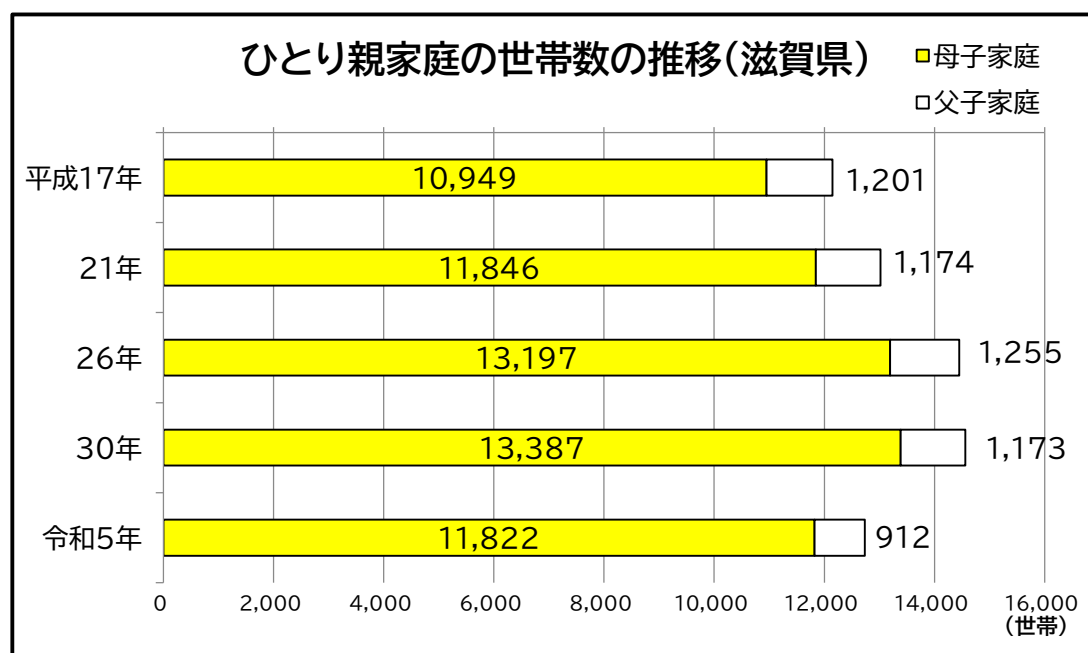
(4) 支援制度の利用促進

- ・ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭への的確に情報を届けるための方策が必要です。
- ・ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが求められるため、相談体制を充実させる必要があります。
- ・ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供等を行っていただくひとり親家

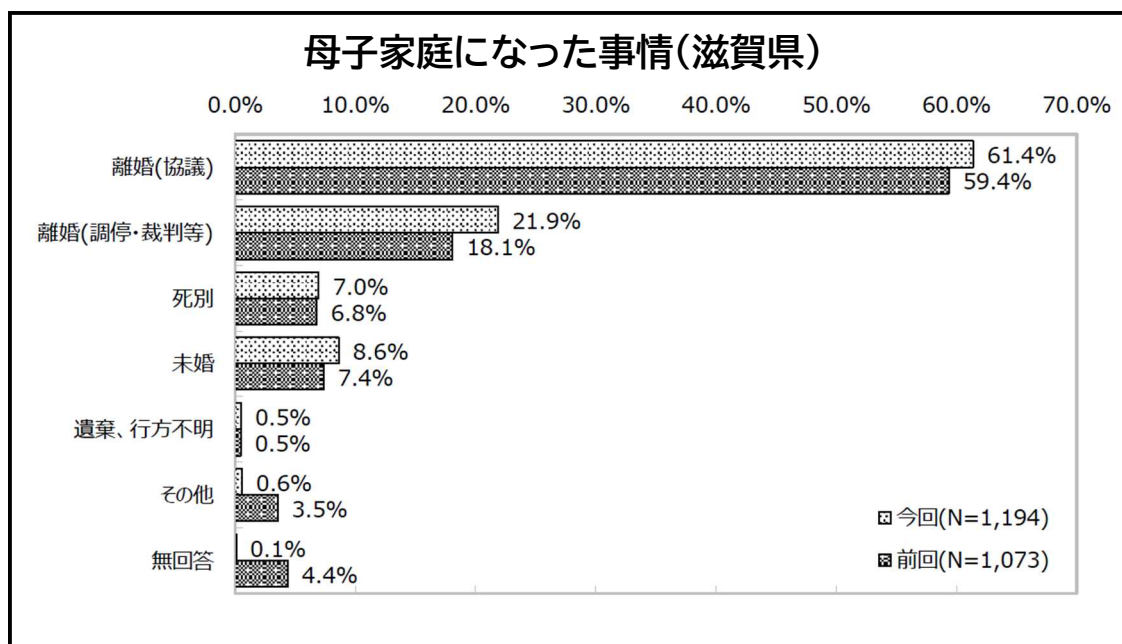
庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困難」「他機関との連携が少ない」といった課題が見受けられるため、SNSを活用するなど支援が必要な方へのアプローチ方法を見直す必要があります。

【ひとり親家庭について】

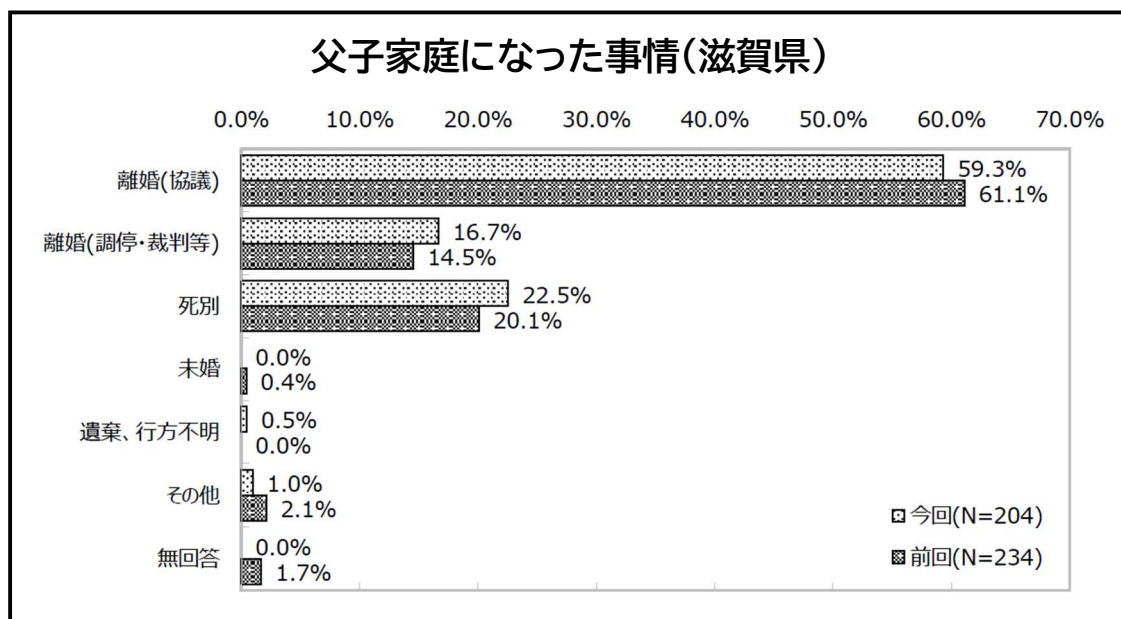
県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で12,734世帯（母子家庭11,822世帯、父子家庭912世帯）であり、前回の計画策定時点である平成30年4月1日現在の14,560世帯と比べると1,826世帯（12.5%）減少しています。ひとり親家庭になった理由として、母子家庭においては離婚が最も多く、次いで未婚、死別となっています。また、父子家庭においては離婚が最も多く、次いで死別、未婚となっています。



(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

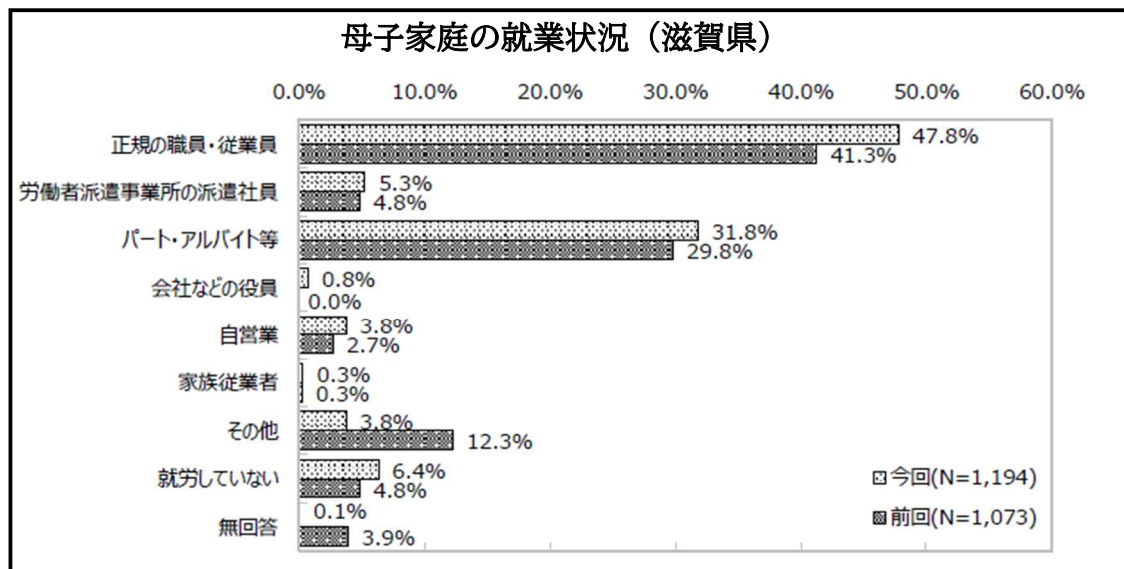


(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

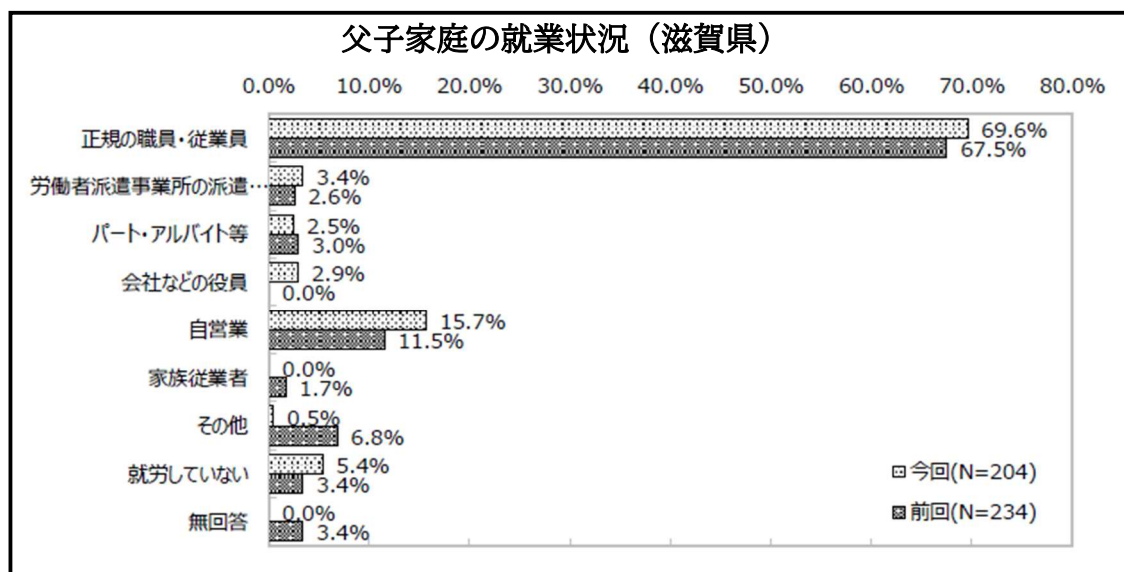


(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

母子家庭の母の就業状況は正社員が47.8%と最も多いものの、年間就労収入の平均は250万円であり、県全体の女性の年間就労収入の平均と比べると低く、父子家庭においても経済的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい環境に置かれています。また、ひとり親家庭の全てということでは決してありませんが、就業状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じています。



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくり

- ・本県の総人口に占める子ども・若者の割合は 27.8%となっており、全国の 26.1%を上回っているものの、年々減少していることから、誰もが子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくりが必要となっています。
- ・婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇に表れる、未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望の持てる社会の実現が必要となっています。
- ・高齢になるほど、妊娠の確率が低くなり、妊娠しても出産時のリスクが高まることから、妊娠・出産を希望する人は、若い時から自分の身体の状態を知り、妊娠・出産を含めたライフプランを考えられる機会が必要です。
- ・子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であること、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えており、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- ・安心・安全に子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。
- ・子どもや若者のウェルビーイングの実現ができるよう、子どもの頃からの包括的性教育やプレコンセプションケアの理解が重要です。子どもに命や自分自身の健康を守ることの大切さ、妊娠・出産についての正しい知識について啓発をする必要があります。また、子どもを支える社会全体にも正しい知識を啓発する必要があります。
- ・不妊や不育治療に対する相談支援、妊娠期からの相談や安心・安全に出産が迎えられる周産期医療体制や出産前後の支援の充実など、子どもが生まれる前から切れ目のない支援が必要です。
- ・乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者と乳幼児の心身の健康を守るために、全ての乳幼児・保護者に対し、乳幼児健診で健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見および早期対応を行い、また保護者の子育ての困難さや悩みを傾聴し相談対応することで、育児不安の軽減を図り必要な支援につなげる必要があります。

- ・幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要です。
- ・保育所等の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいという需要も増加し、毎年待機児童が発生していることから、今後も市町の計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を支援するとともに、保育士等の人材確保により保育の質を確保することも必要です。
- ・一方で、人口減少地域においては、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあり、将来を見据え、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として、保育所等の施設機能を維持していくことも求められます。
- ・保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、保育補助者の配置やＩＣＴ化等による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊性を勘案し、更なる処遇改善に取り組む必要があります。
- ・全ての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結びつくような支援が必要です。
- ・仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、保育所等のように長時間子どもを預けることができず、離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小１の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置や地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要です。
- ・発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学校、中学校および高等学校を通した支援といったタテのつながりも必要です。
- ・近年の多国籍化の進展も考慮の上、外国につながるをもつ子どもが安心して過ごすことが出来る教育・保育環境を整備することや、教育・保育の質の確保が必要です。また、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国とは異なる環境から生じる様々な悩みやストレスを解消するための支援も必要です。
- ・重大事故（死亡や治療に30日以上を要する怪我や疾病等）をはじめ、園児の置き去りや見失い事故、虐待・不適切な保育が全国的に相次いでいます。さらには、日本版ＤＢＳの導入等も踏まえ、子どもへの性暴力防止のための取組も必要です。

（３）社会全体（地域、企業）で子育てを支える気運の醸成

- ・子どもが、将来の滋養を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという気運の醸成を図ることが

必要です。

- ・全出生児の約 11.6 人に 1 人（令和 3 年）が体外受精等の生殖補助医療による出生児であり、年々増加している中、企業や地域、行政等において不妊治療における理解の促進や治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要です。
- ・県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働して、地域で子育てを支える環境づくりを進めていくことが必要です。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感や負担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要です。
- ・企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が共に子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組の促進、男性の育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

【晩婚化、未婚化の進展】

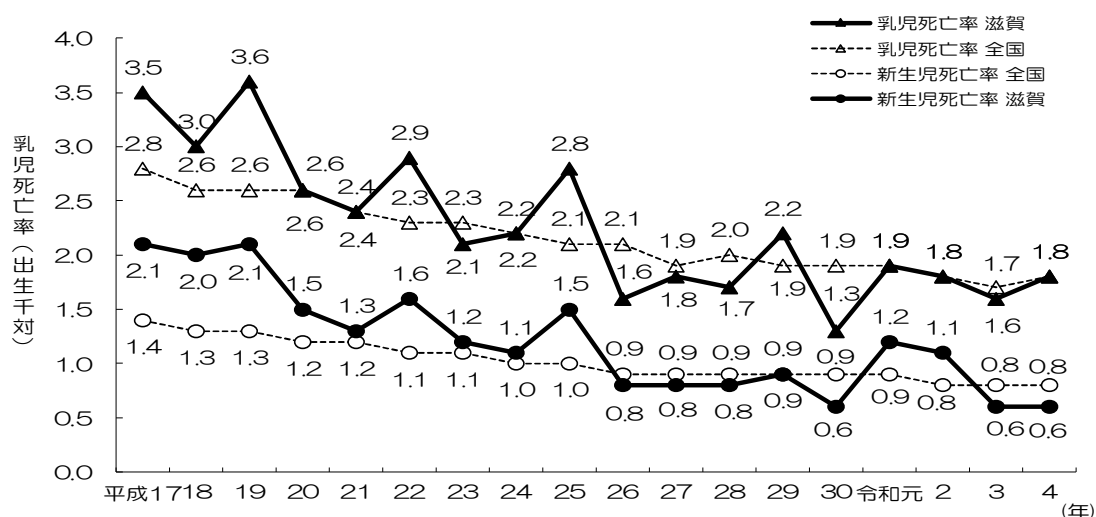
平均初婚年齢の推移および婚姻率の推移については8、9ページに掲載。

【乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率】

本県の乳児死亡率（出生千対）は、緩やかな低下傾向となっています。令和4年の乳児死亡数は18人で、乳児死亡率は1.8でした。うち、新生児死亡数は6人で、新生児死亡率は0.6となっています。

本県の周産期死亡率（出産千対）は、平成19年以降、変動はありますが、低下傾向となっています。令和4年の周産期死亡数22人（うち早期新生児死亡数5人）で、周産期死亡率は2.2で、令和2年以降全国値を下回っています。

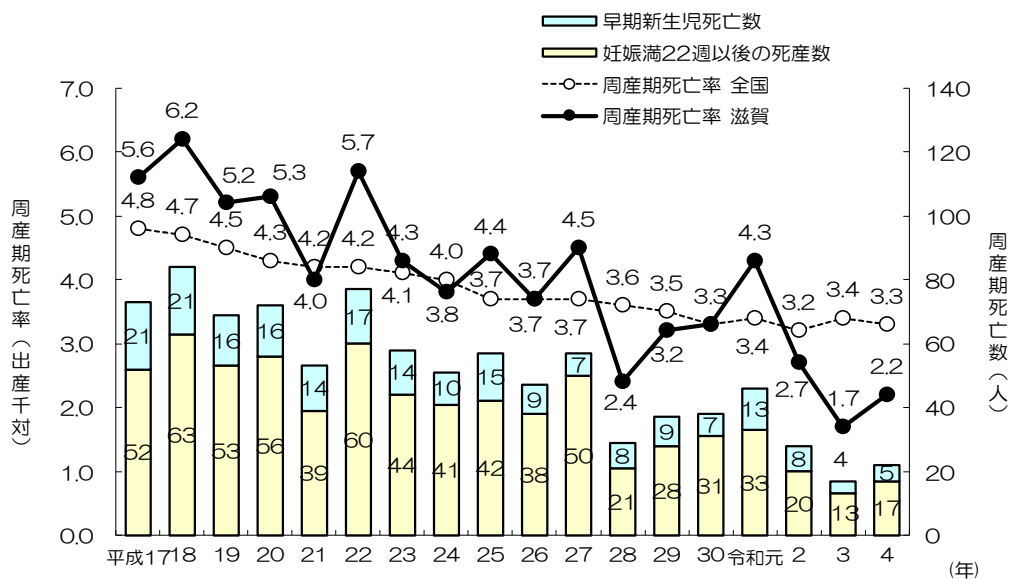
乳児死亡率、新生児死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

乳児死亡:	生後1年未満の死亡
乳児死亡率:	乳児死亡数を出生数で割ったもの
新生児死亡:	生後4週間未満の死亡
新生児死亡率:	新生児死亡数を出生数で割ったもの
早期新生児死亡:	生後1週未満の死亡

周産期死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

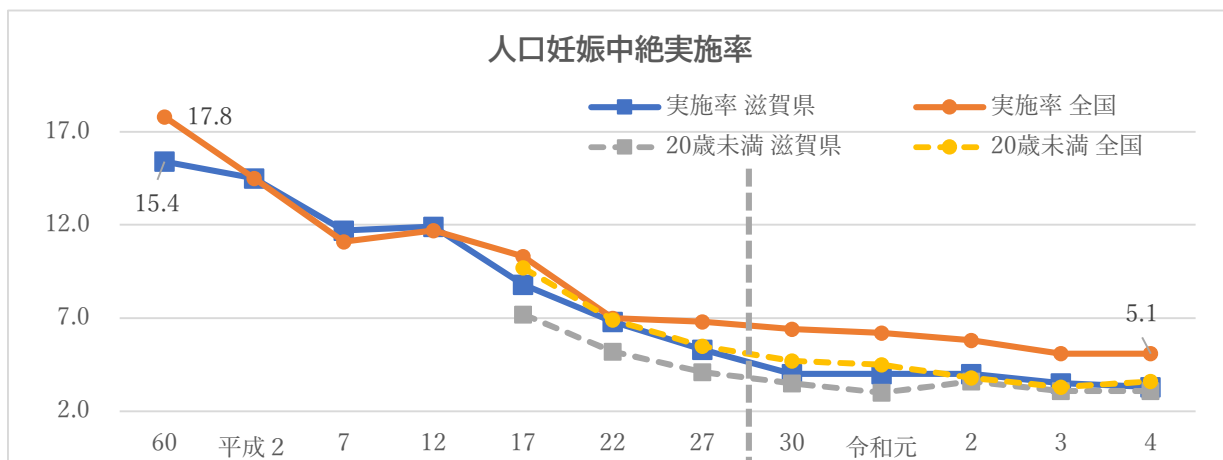
周産期死亡：妊娠満22週以後の死産＋生後1週未満の早期新生児死亡
 周産期死亡率：周産期死亡数を出産数(出生数＋妊娠満22週以後の後期死産数)で割ったもの
 早期新生児死亡率：出生数で割ったもの
 妊娠満22週以後の死産率：出産数で割ったもの

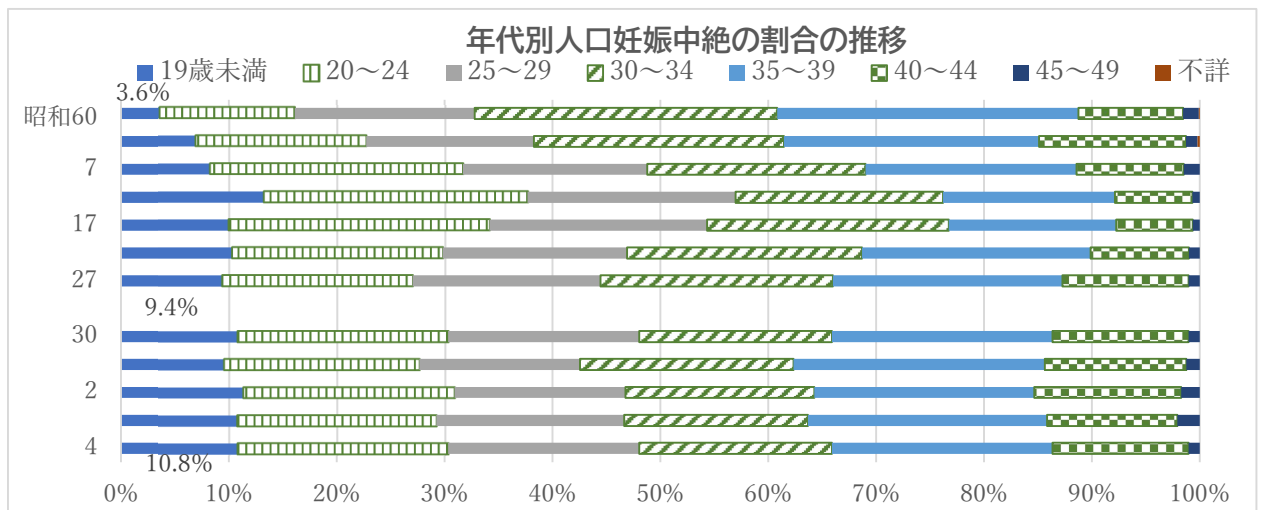
(資料) 人口動態統計 厚生労働省

【母性および乳幼児の健康の状況】

ア 人工妊娠中絶

令和4年の人工妊娠中絶件数は910件(うち10代106件11.6%)で、平成27年の1,565件(うち10代147件(9.4%))から件数は減少傾向にありますが、うち10代の全体に占める割合は増加しています。



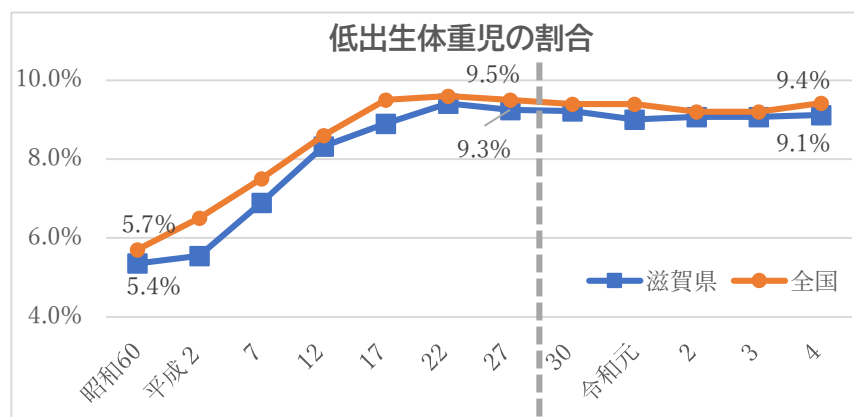


(資料) 衛生行政報告 第9章 表6、表7 (平成12年以前は母体保護統計)

イ 低出生体重児の割合

令和4年の出生児9,766人のうち、2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、全体の9.1%で10年以上同様の傾向が続いています。

低出生体重児の母体側の要因として、年齢（若年・高齢）、低栄養、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、歯周病、喫煙、飲酒等様々な要因が示唆されています。

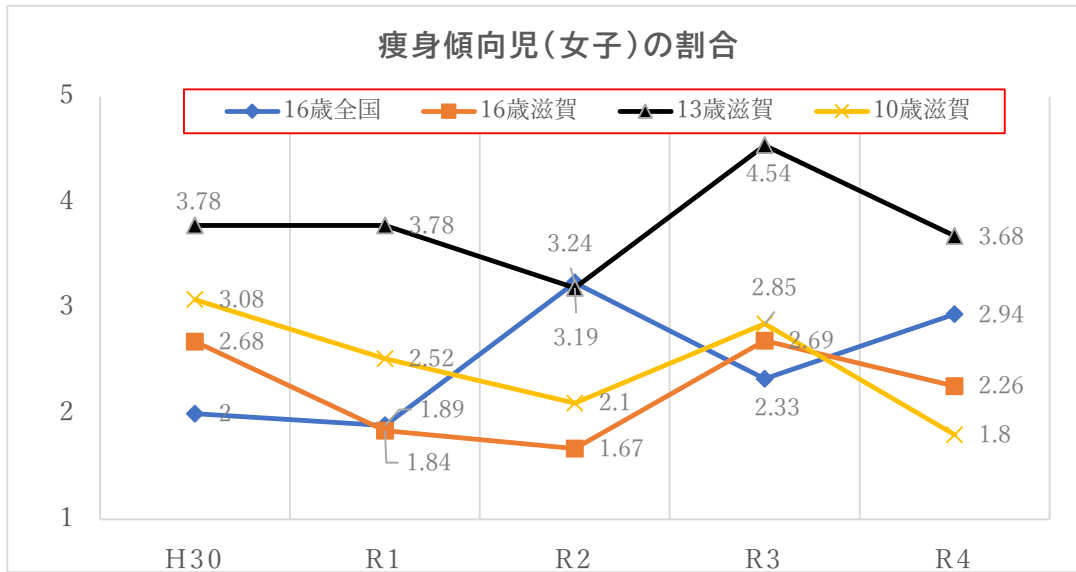


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

ウ 女性の痩身傾向

令和4年の女性の痩身傾向(児)の割合は、中学2年生(13歳)3.68%(全国3.3%)、高校2年生(16歳)2.26%(全国2.9%)となっています。

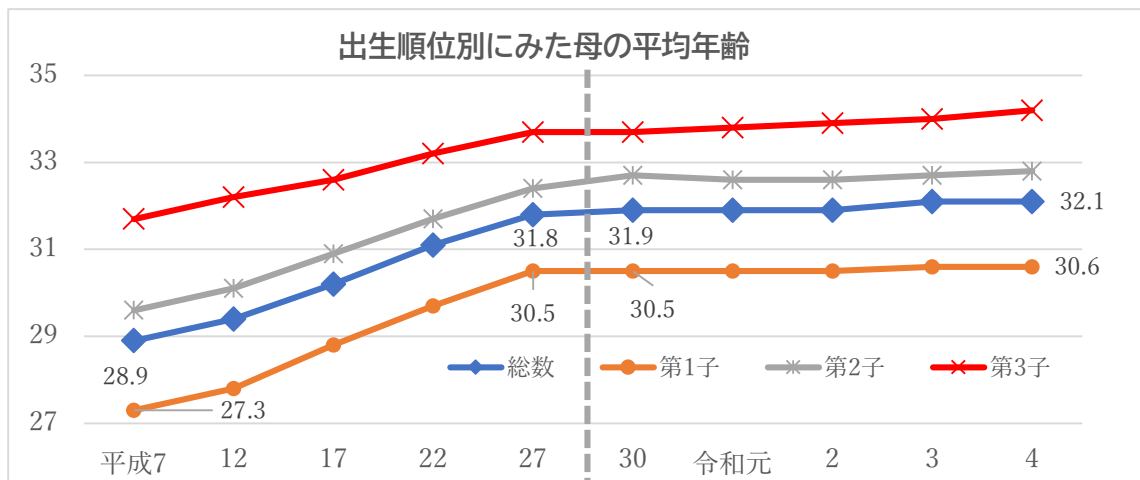
また、BMI18.5未満の20~30歳代の女性の割合は20.9%で痩身傾向の割合が他の年代と比べて高くなっています。



(資料) 学校保健統計 文部科学省

エ 出生順位別にみた母の平均年齢

令和4年の出生時の母の平均年齢は、35歳以上の割合が28.8%で増加傾向にあります。また、第1子出生時の母の平均年齢は30.6歳で、平成24年に30歳を超えてから徐々に高齢化が進んでいます。

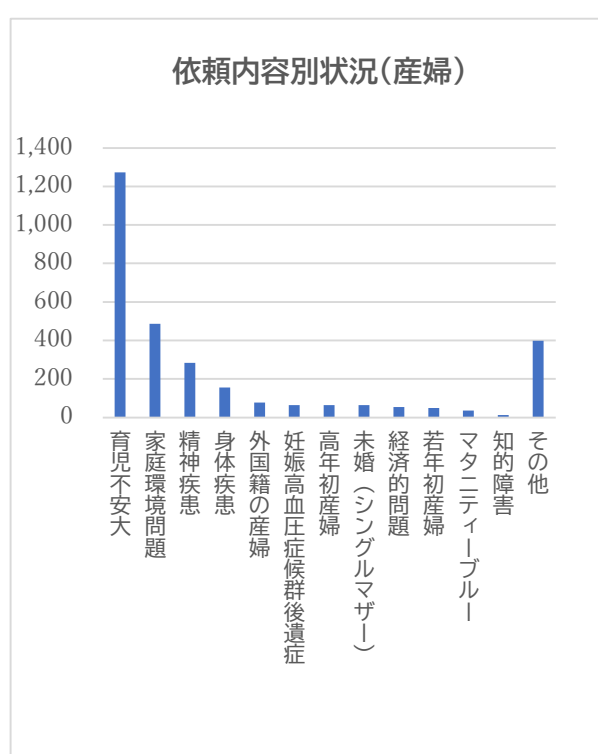
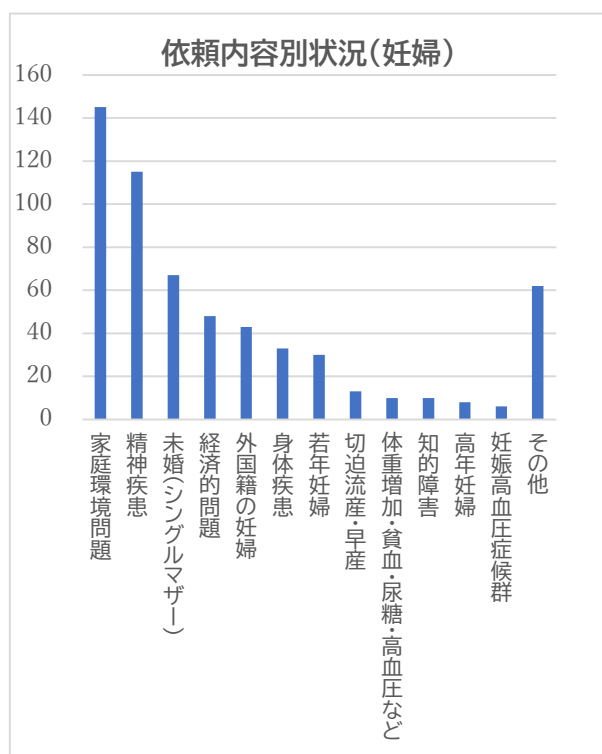
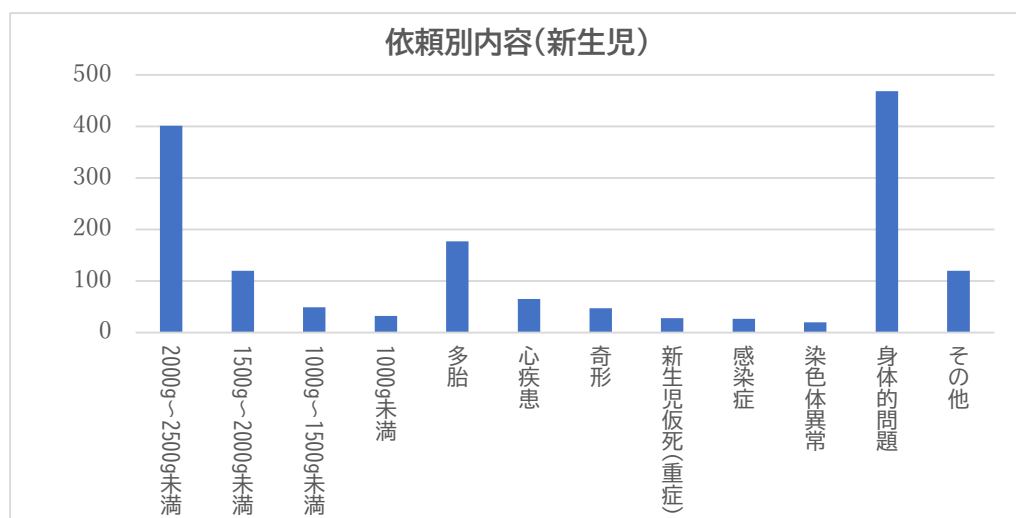


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

オ ハイリスク妊産婦・新生児の連絡状況

令和4年度のハイリスク妊産婦・新生児援助事業の医療機関から市町への連絡件数は妊婦 352 件、産婦 1,800 件、新生児 1,081 件で高い割合が継続しています。連絡内容は、妊婦は家庭環境問題 145 件、精神疾患 115 件、未婚（シングルマザー）が 67 件の順で多く、産婦は育児不安 1,273 件、家庭環境問題 486 件、精神疾患 284 件の順で多くなっています。

また、新生児の連絡内容は低出生体重児が 602 件（うち 1,000g 未満が 32 件）、多胎が 177 件と多くなっています。

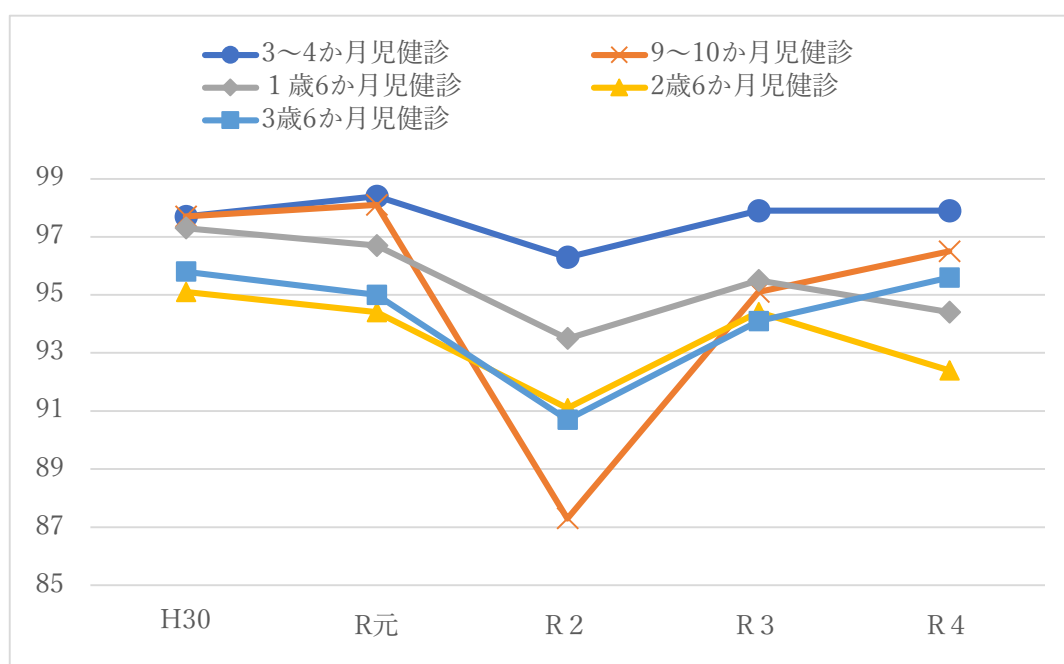


カ 産後ケア事業の登録事業所の利用者

県に産後ケア事業の登録をしている事業所の令和4年度の利用者数は、短期入所（ショートステイ）型延べ100人、通所（デイサービス）型延べ752人、居宅訪問（アウトリーチ）型延べ48人で利用者は増加傾向となっています。

キ 乳幼児健診の状況

市町が実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度の9～10か月児健診で90%を切っていますが、令和3年度以降はどの健診も90%以上の受診率となっています。



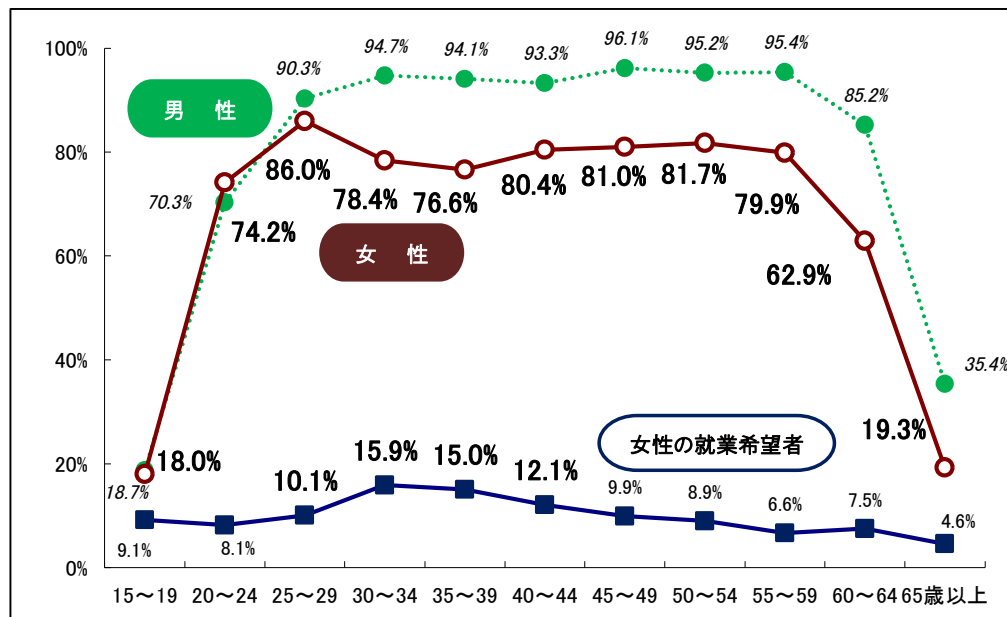
【女性の就労状況と男性の子育てへの関わり】

ア 女性の有業率

近年、働く女性が増加し、25～44 歳の世代に有業率が落ち込むいわゆるM字カーブは浅くなってきています。

一方で、多くの女性が就業を希望しており、25～44 歳の滋賀県の無職の女性のうち、就業希望者は約2万人にのぼります。（就業構造基本調査 25～44 歳 約 67%）

男女別・年齢階級別有業率および女性の就業希望者比率（滋賀県）

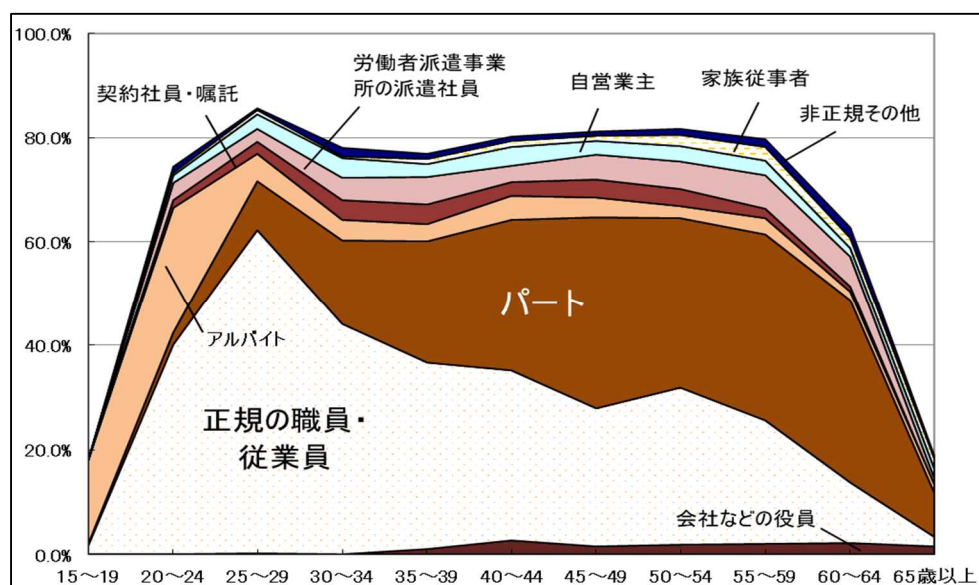


（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

イ 女性の就業形態

子育て期にあたる30歳代で低い有業率は40歳代で回復しますが、パートタイム労働者の割合が高くなっています。

年齢階級別女性の就業形態（滋賀県）

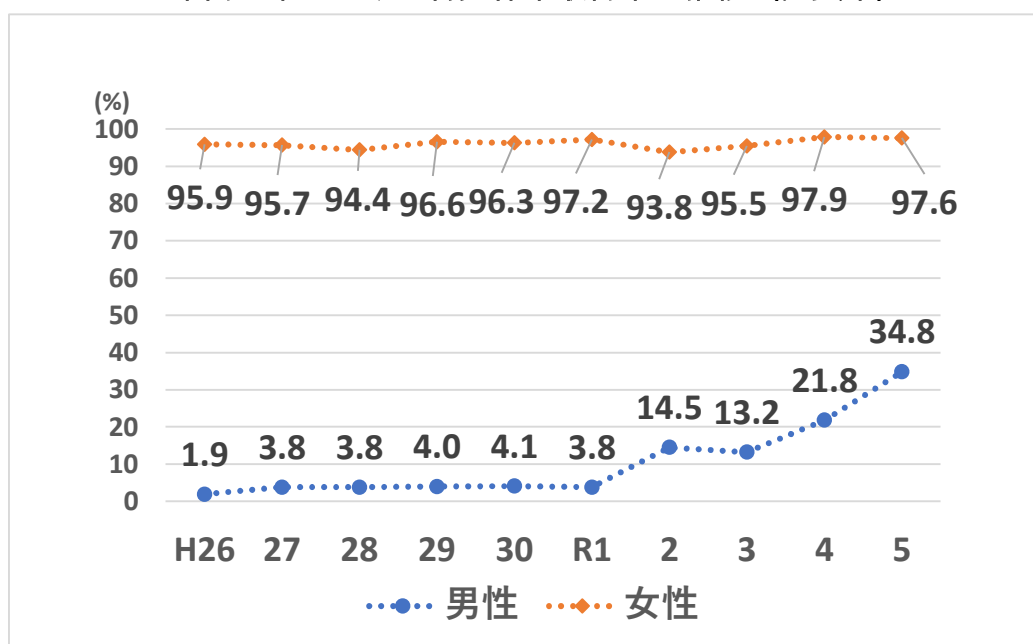


（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年

ウ 男性の子育てへの関わり

本県の事業所における女性の育児休業取得率は高い水準で推移し、90%以上の女性が育児休業を取得しています（令和4年度全国平均 90.6%）。男性の取得率は大きく上昇しており、令和5年は過去最高の取得率となっています（令和4年度全国平均 21.1%）。

県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）

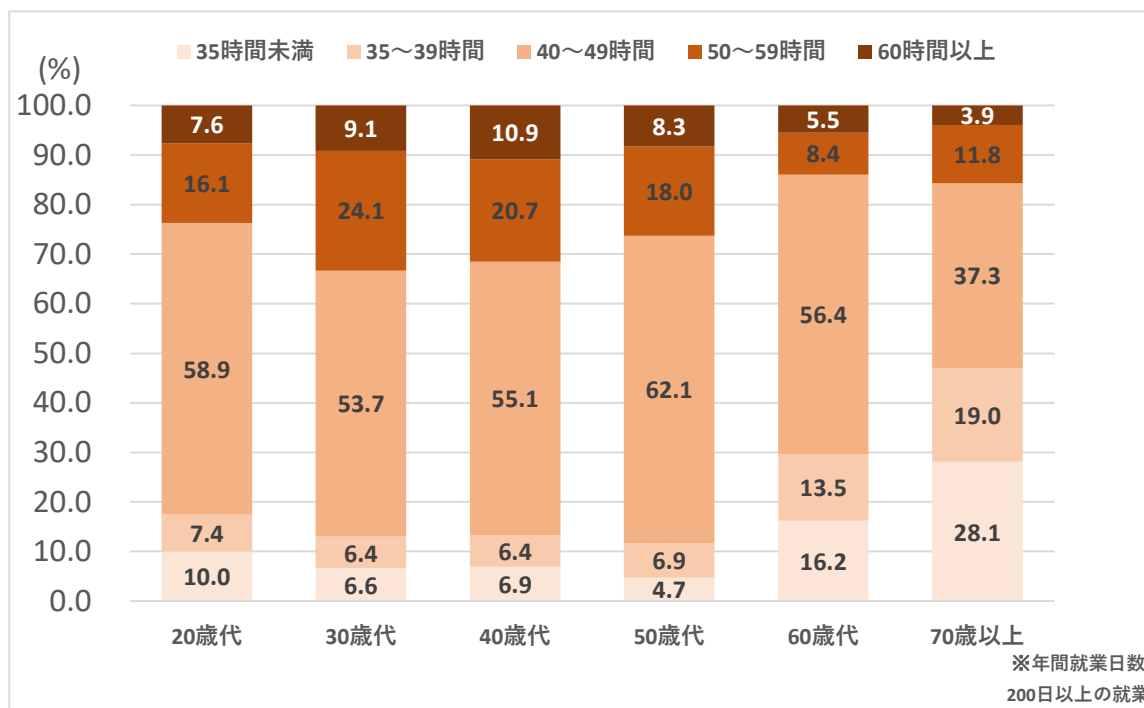


（資料）労働条件実態調査 滋賀県

エ 男性の長時間労働

男性の就業時間は、子育て期にあたる 30 歳代で週 50～59 時間が 24.1%、60 時間以上が 9.1%を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

男性の年齢階級別 1 週間の就業時間（滋賀県）



（資料）就業構造基本調査 総務省 令和 4 年

【保育所等・幼稚園の利用状況と待機児童の現状等】

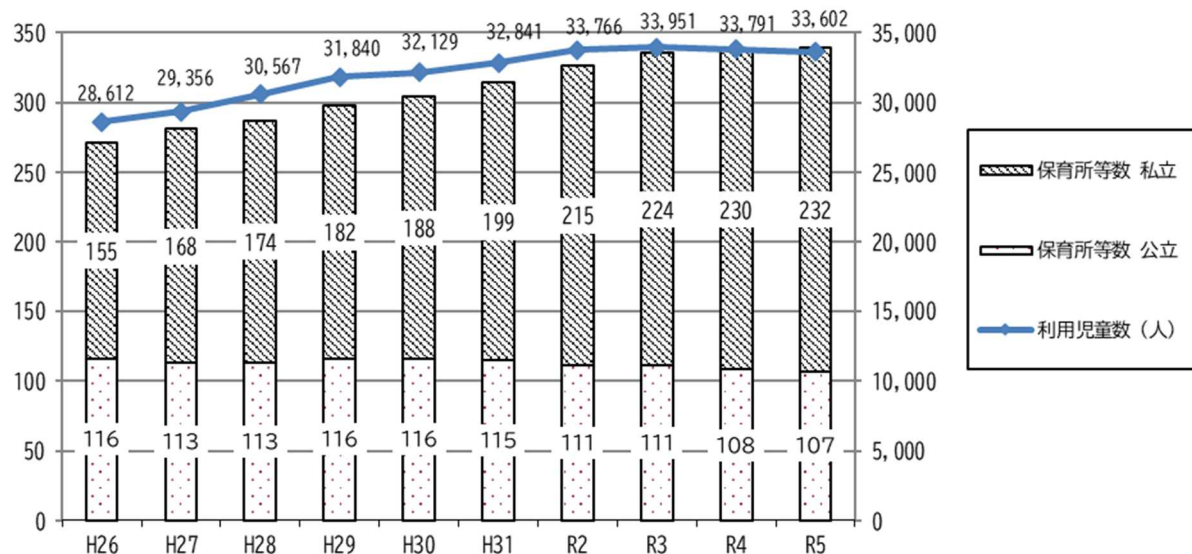
ア 保育所等・幼稚園の利用状況

令和 5 年 4 月 1 日の保育所等数は 339 園、児童数は 33,602 人であり、令和 2 年度（現行計画初年度）と比べ、保育所等数で 13 か所増加、児童数は 164 人減少しています。

利用児童数はこれまで右肩上がり増加してきましたが、ここ数年は少子化の影響もあり、横ばいから微減となっています。

一方、令和 5 年 5 月 1 日現在の幼稚園数は 120 箇所、児童数は 8,411 人で、認定こども園への移行等により、令和 2 年度と比べ 11 か所減少、児童数は 2,898 人減少しています。

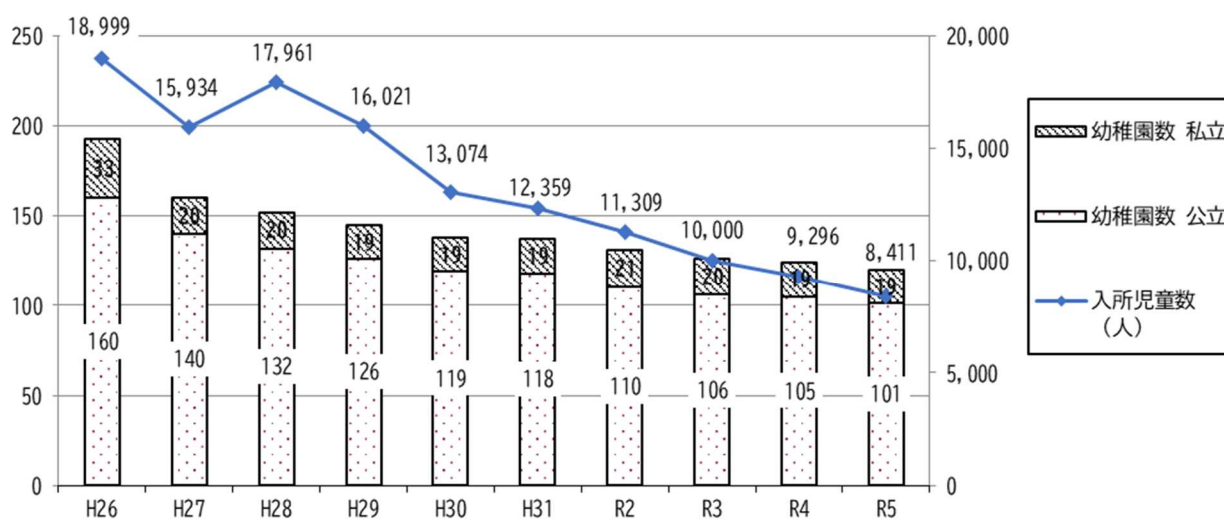
○保育所等の児童数の推移



(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

○幼稚園の児童数の推移

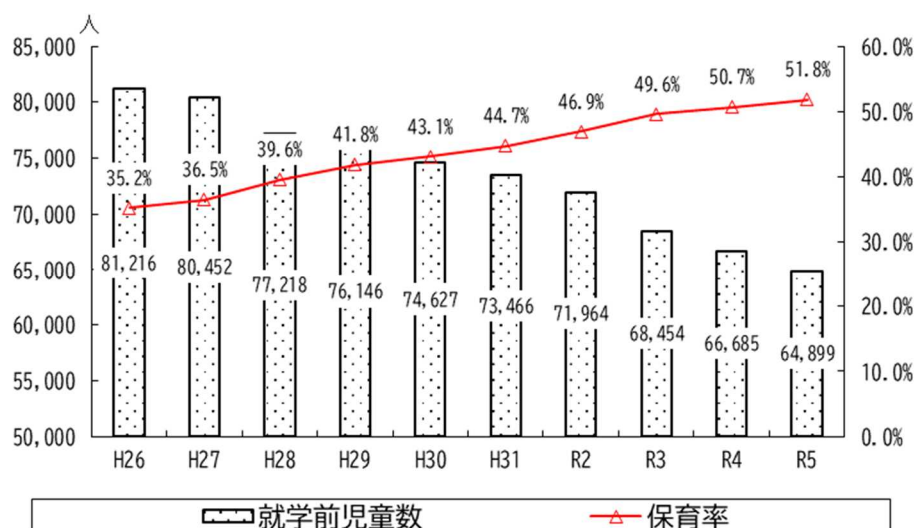


(資料) 学校基本調査 文部科学省 (各年5月1日現在)

(注) 幼稚園：幼稚園型認定こども園を含む

○保育所等利用率の推移

令和5年4月1日の就学前児童数は、64,899人で、令和2年4月1日の71,964人と比べ、7,065人減少している中で、保育所等の入所児童数は増加しており、利用率は51.8%と半数を超え、保育ニーズの高まりがみられます（R5 保育率全国平均52.4%）。



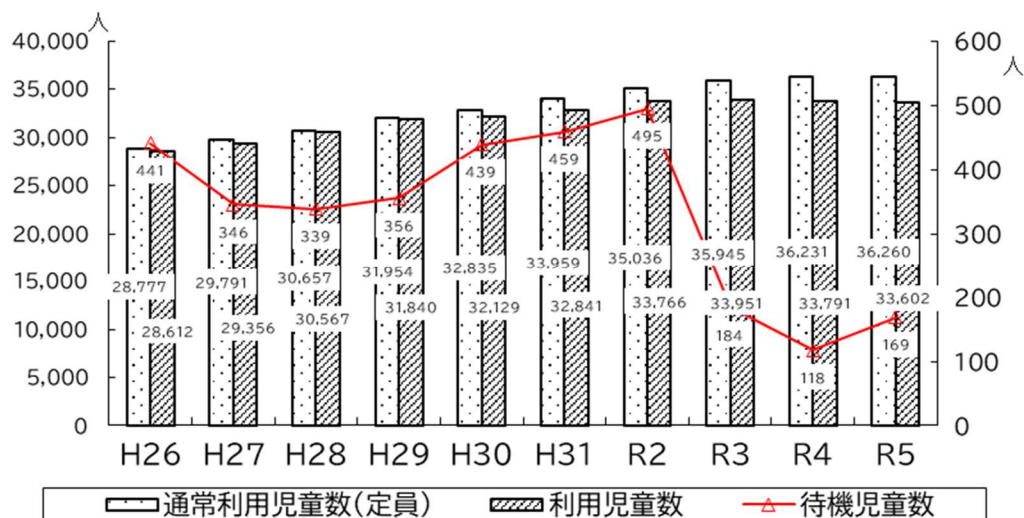
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

イ 待機児童の推移

保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在においても、169人の待機児童が生じています。

女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消等により、再び増加しています。



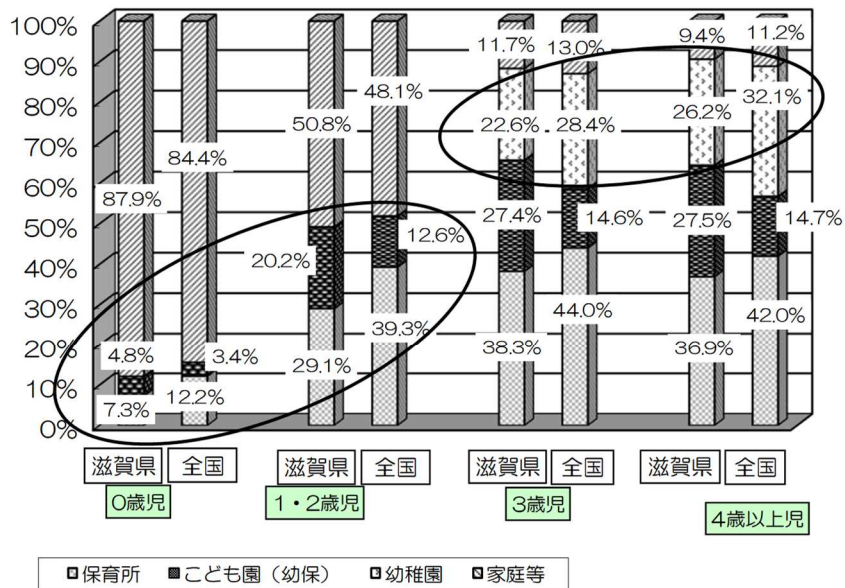
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

ウ 児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所の利用率がやや低く、幼稚園就園率も低い状況にあることから、家庭支援のニーズが高いことがうかがえます。

就学前児童の居場所



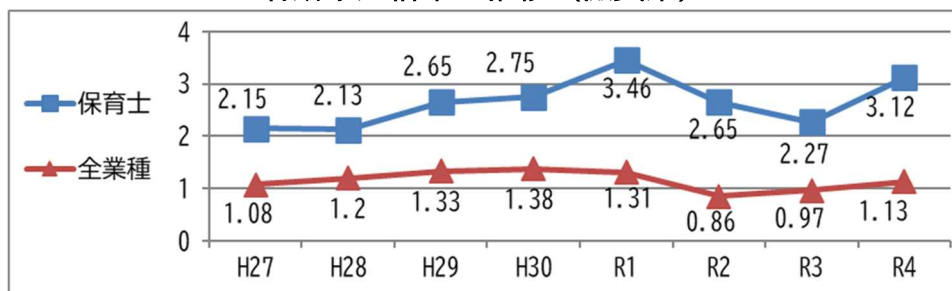
滋賀県出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 毎月人口推計(令和5年4月)
 全国出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 総務省人口推計(令和4年10月)

(注) 保育所:保育所型認定こども園含む、こども園:幼保連携型認定こども園のみ、
 幼稚園:幼稚園型認定こども園含む

エ 保育人材の状況

保育士有効求人倍率は平均して2倍以上で推移し、3倍を超える年度もあるなど、他職種と比較して高く、慢性的に保育人材が不足している状況です。

有効求人倍率の推移(滋賀県)

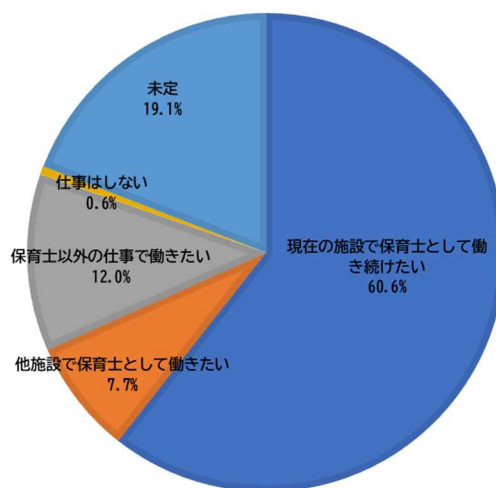


(資料) 労働局公表値より滋賀県子ども若者部子育て支援課作成

オ 保育士等実態調査について

滋賀県では、令和6年度に県内の現任保育士等および保育士等養成施設の学生を対象に、保育現場の現況や望む環境など、保育士等の現状と課題を明らかにするため、「保育士等就労等満足度調査」を実施しました。

今後の就労意向（現任保育士等）
(n=711)

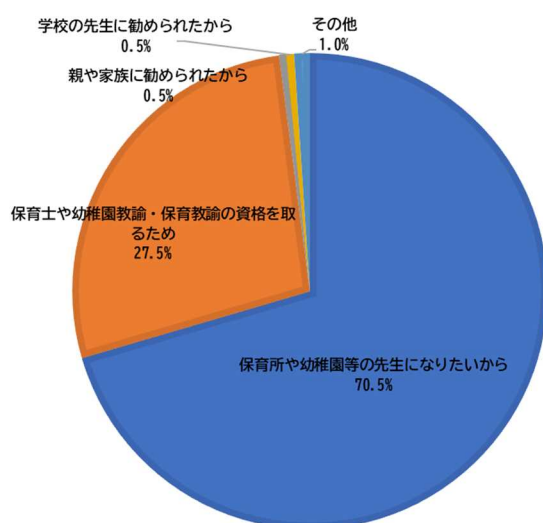


今後の就労意向については、「現在の施設で保育士等として働きたい」が60.6%で最も多く、「他施設で保育士等として働きたい」の7.7%とあわせると、68.3%が保育士等として働きたいと回答されています。

また、保育士等養成施設の学生に調査した結果は以下のとおりでした。

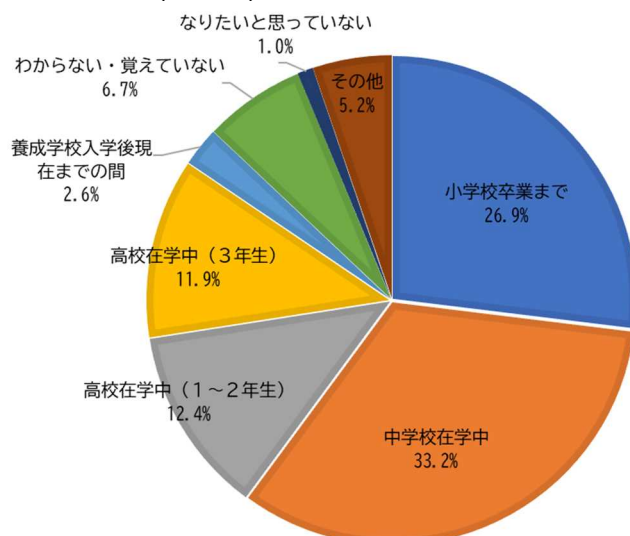
保育士等養成施設に通っている理由は何ですか。

(n=193)



保育士等になりたいと思った時期はいつですか。

(n=193)



保育士等養成施設に通っている理由については、「保育所や幼稚園等の先生に

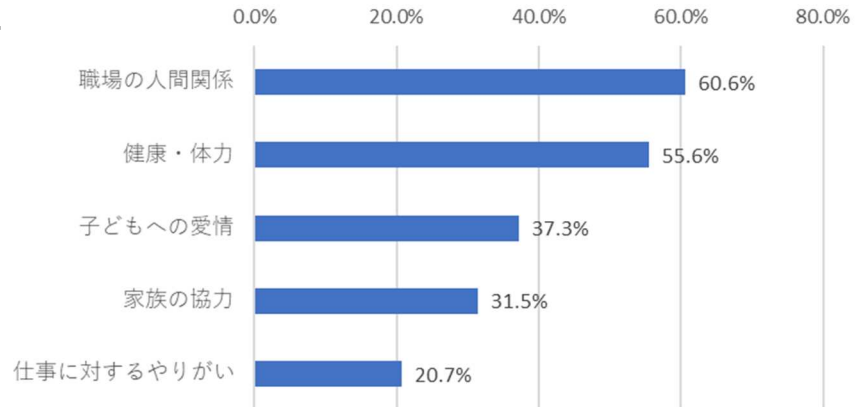
なりたいから」が 70.5%で最も多く、次いで「保育士や幼稚園教諭・保育教諭の資格を取るため」が 27.5%でした。

また、保育士等になりたいと思った時期については、「中学校在学中」が 33.2%で最も多く、次いで「小学校卒業まで」が 26.9%でした。中学校卒業までに保育士等になりたいと思う人が6割に達しています。

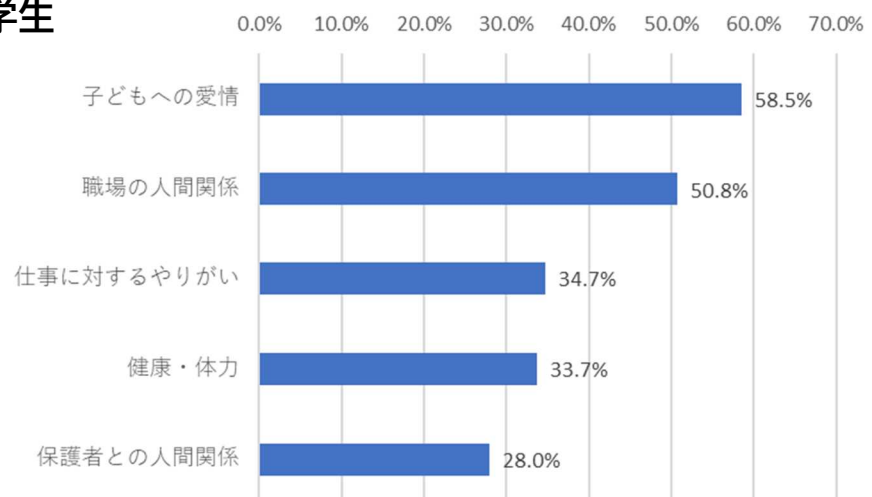
保育士等として働くために必要だと考えていることについて、現任保育士等では、「職場の人間関係」や「健康・体力」が重要であるとの回答が多かった一方で、保育士等養成施設の学生では、「子どもへの愛情」や「職場の人間関係」が重要だと考えていることがわかりました。

保育士等として働くために必要だと考えていること（上位5項目、複数回答）

現任保育士



養成施設の学生



【その他の回答】

現任保育士等

余裕のある人員(19.7%)、生計の見通しが立つ賃金(18.8%)、保育に関する知識(14.8%)、仕事の量(10.5%)など

養成施設の学生

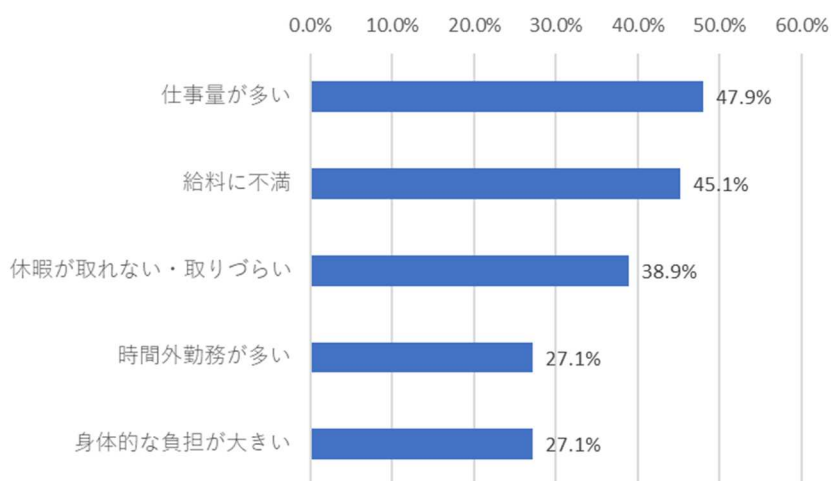
保育に関する知識(22.8%)、仕事の量(14.0%)、プライベートとの両立(14.0%)、家族の協力(11.4%)、生計の見通しが立つ賃金(11.4%)など

(資料) 保育士等就労等満足度調査 滋賀県 令和6年

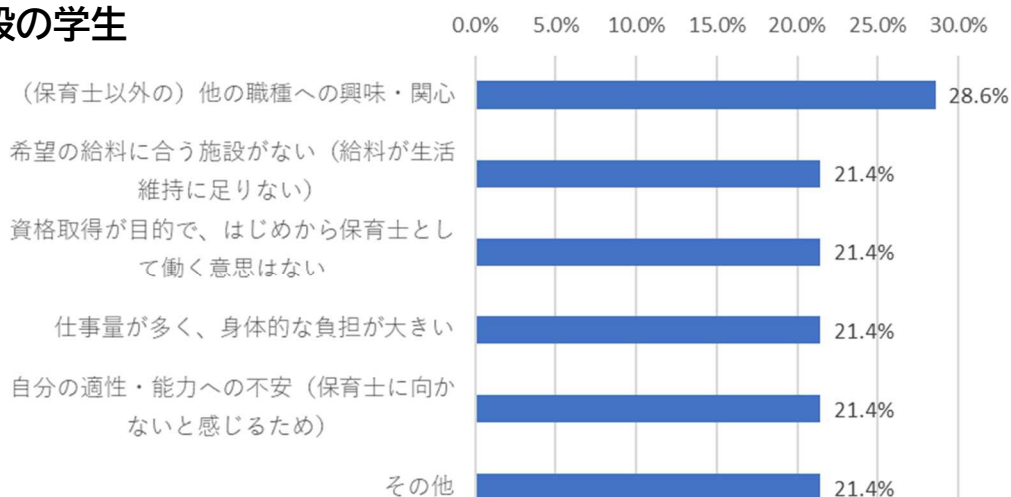
また、今後、保育士等として働きたくない理由として、現任保育士等では「仕事量が多い」や「給料に不満」、保育士等養成施設の学生では「他の職種への興味・関心」と答えた人が最も多くなりました。その他、理由はそれぞれの立場で異なり、人によって様々な理由がありましたが、現任保育士等では「休暇が取れない・取りづらい」「時間外勤務が多い」など、職場環境に関する回答も多くありました。

今後、保育士等として働きたくない理由（上位5項目、複数回答）

現任保育士等



養成施設の学生



【その他の回答】

現任保育士等

自分の適性・能力への不安（25.0%）、責任への重さ・命を預かることへの不安（23.6%）、出産・子育て・家事・介護など家庭との両立（20.8%）など

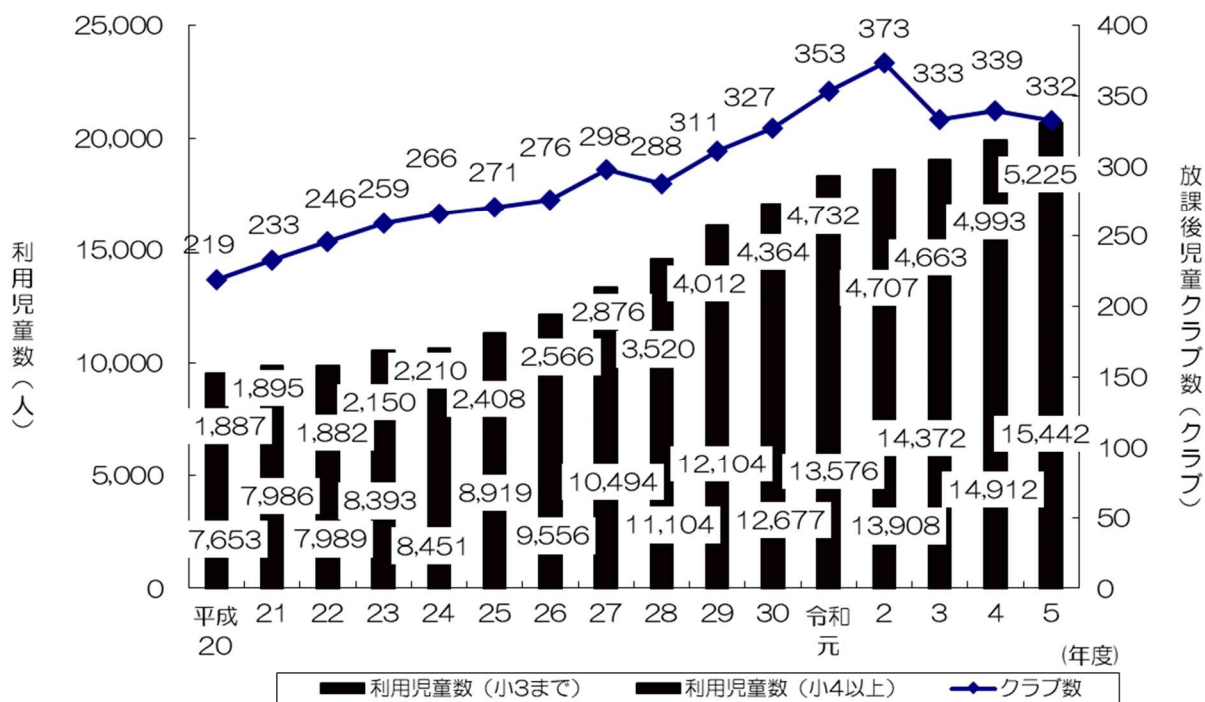
養成施設の学生

休暇が取れない・取りづらい、時間外勤務が多い、職場の人間関係に不安（いずれも 14.3%）など

（資料）保育士就労等満足度調査 滋賀県 令和6年

カ 放課後児童クラブの状況

令和5年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、332 か所で、利用児童数は20,667人（小1～小3：15,442人、小4～小6：5,225人）と年々増加しています。



（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ（各年5月1日現在）

キ 放課後児童クラブ実態調査について

滋賀県では、令和3年度に県内の放課後児童クラブを対象に、放課後児童クラブの実態を調査・分析し、今後の効果的な放課後児童クラブの質の向上の取り組みに繋げることを目的として、「放課後児童クラブ実態調査」を実施しました。

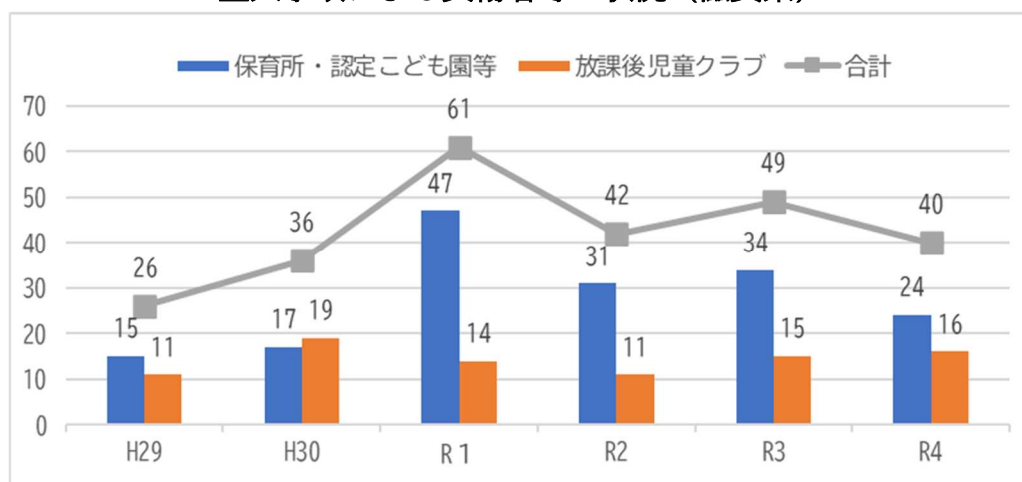
調査項目「放課後児童クラブの運営について課題に感じていること」については90施設から自由記述による回答があり、結果は以下のとおりでした。

- 人材に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・21件
 - 放課後児童クラブの性質上、フルタイム勤務の募集がしにくく、夕方まで遅くまでの勤務となるため、支援員の確保にも苦慮している
 - 補助員増員を求めているが、応募者がいないため、長期休業中の勤務態勢に困っている。現状のスタッフでやりくりしているので、今後の課題
- 子どもへの接し方・保育のあり方について・・・・・・・・・・19件
 - 要支援児童を含め児童一人ひとりの個性を尊重したきめ細かな対応。指導員によって子どもたちに求める姿が異なり対応にも差が生じている。指導員として目指す指導のあり方や保育に関する共通理解を促すことが重要
 - NPO法人として立ち上げられてからの年数の浅さもありますが、これまでの保護者会運営時の各々の学童のやり方が根本にまだまだある。とくに職員の意識がまちまちである
- 給与、福利厚生などに関すること・・・・・・・・・・17件
 - 人材が不足しています。人員ではなく人材です。非正規であること、処遇改善が一向にすすまないため、長く働き続けられない。同時に、人材育成が進まない。負の連鎖がますます大きくなっている現状です
- 施設・設備に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 住宅街の中にある施設なので、地域対応は1番の課題である。隣接する公園は狭く、ボール遊び等が禁止されているため、外遊びが充実できない
- 補助金・予算・運営に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 受け入れ人数が減少していった場合、補助金額となるが、支援員、補助員など雇用している以上、賃金がそれによって下がる。または雇用止めになるようなことにならないか
- 支援員・補助員の高齢化について・・・・・・・・・・10件
 - 支援員の高齢化に危機感を覚えている。求人の応募も高齢化している
- 支援員・補助員の配置基準について・・・・・・・・・・5件
 - フルタイム勤務から会計年度へ変更になり、短い時間で以前と同じ仕事業務をするのには無理がある。働く人の年齢層を（キャリアも考え）、もう少しバランスよく配置してほしい
- 配慮が必要な子どもへの対応について・・・・・・・・・・4件
 - 配慮の必要な子供達への関わり
- その他・・・・・・・・・・31件

ク 保育所・認定こども園等、放課後児童クラブにおける重大事故による負傷者等の状況

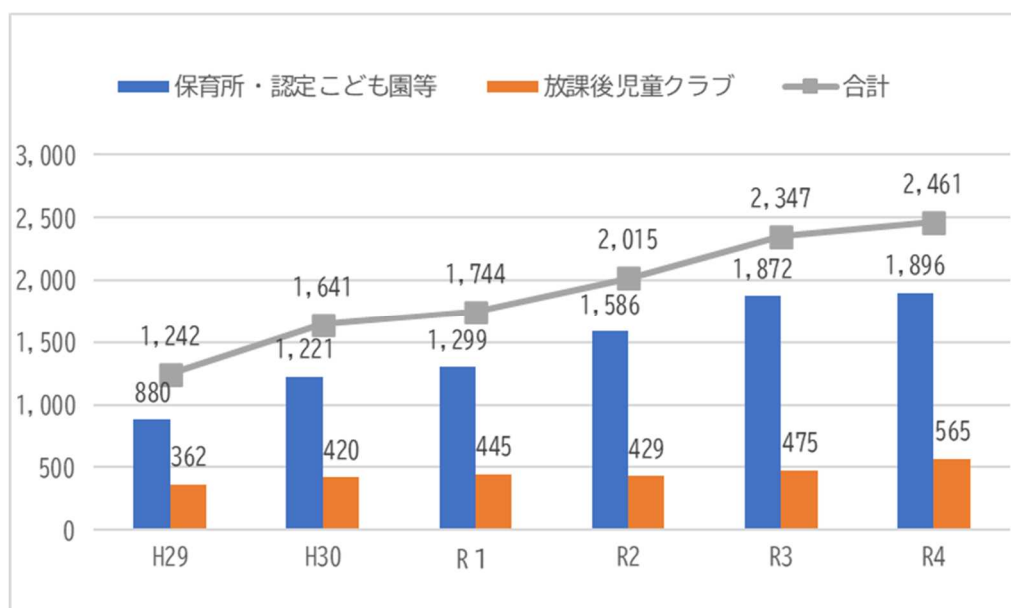
死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故による負傷者等は、県内の保育所・認定こども園等と放課後児童クラブをあわせて令和 4 年で 40 名でした。40 名中 37 名が骨折による負傷です。全国では重大事故の事故報告件数は右肩上がりに増加しております。

重大事故による負傷者等の状況（滋賀県）



（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ

重大事故の事故報告件数の状況（全国）

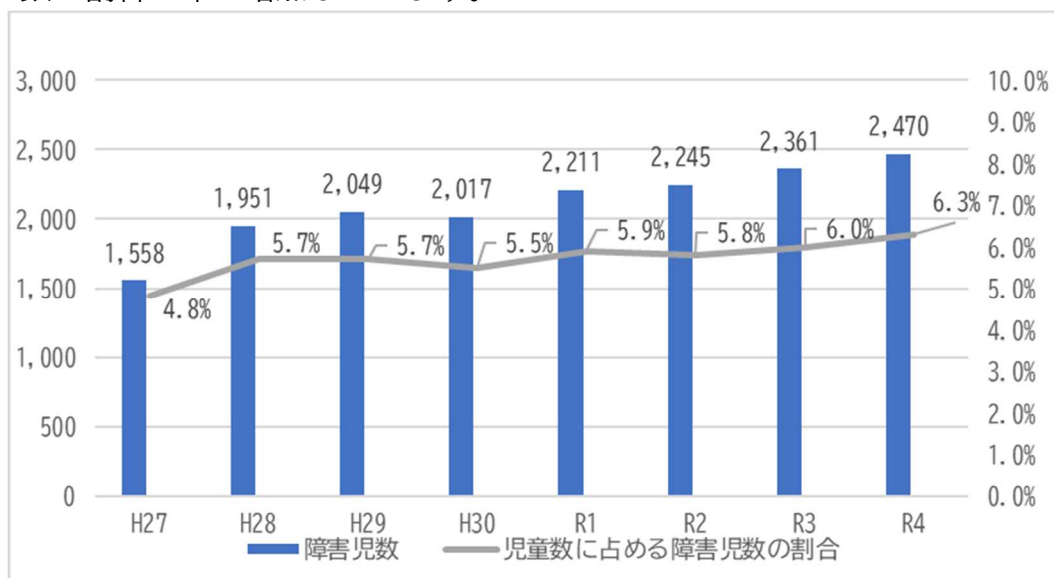


（資料）教育・保育施設等における事故情報データベース 子ども家庭庁

【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】

ア 児童数に占める障害のある児童数の割合

保育所・認定こども園における障害児数、児童数に占める障害のある児童数の割合は年々増加しています。

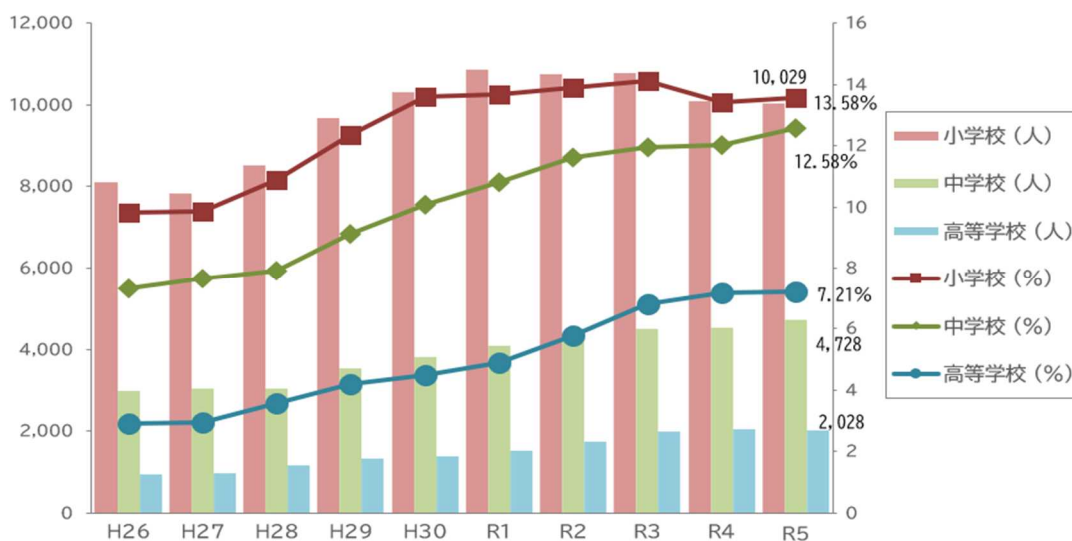


(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」

イ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移

発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加しており、令和5年度では、小学校で13.58%、中学校で12.58%、高等学校で7.21%の在籍率となっています。

公立小中高等学校の通常の学級における 特別な支援を必要とする児童生徒数の状況



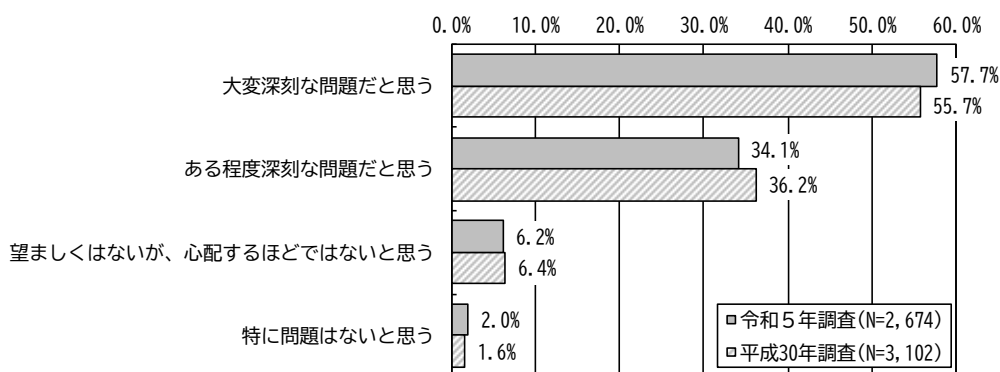
(資料) 特別支援教育にかかる実態調査 滋賀県(各年9月1日現在)

【子育てに関する県民の意識】

ア 少子化に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むことについて「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が91.8%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなっています。

出生率の低下が進むことについて



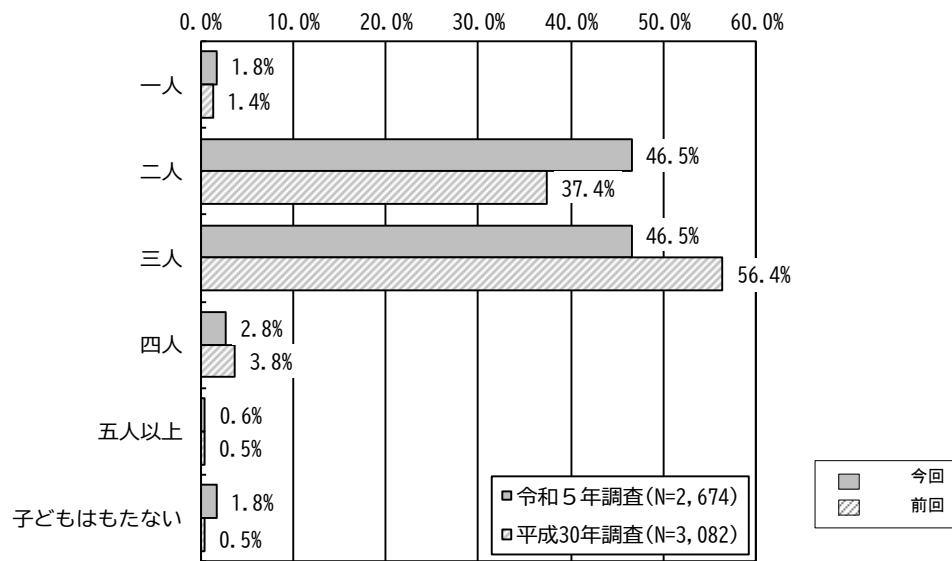
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

イ 理想とする子どもの数

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、理想とする子どもの数は、「二人」「三人」と答えた人の割合が46.5%と最も高くなっていますが、実際にもつ子どもの数は「二人」とする割合が全体で56.0%と最も高く、次いで「三人」が21.2%となっており、理想と現実との間には差があることが分かります。前回調査（平成30年度実施）と比較すると、「三人」以上と答えた人の割合が減少しています。

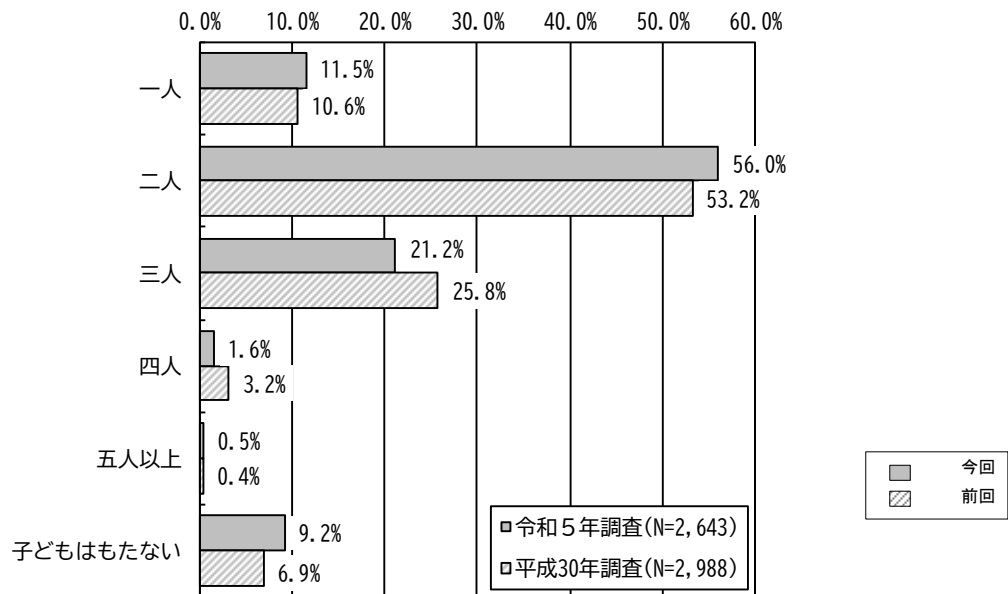
また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子ども数」が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が60.9%と最も多くを占めています。

理想の子どもの数



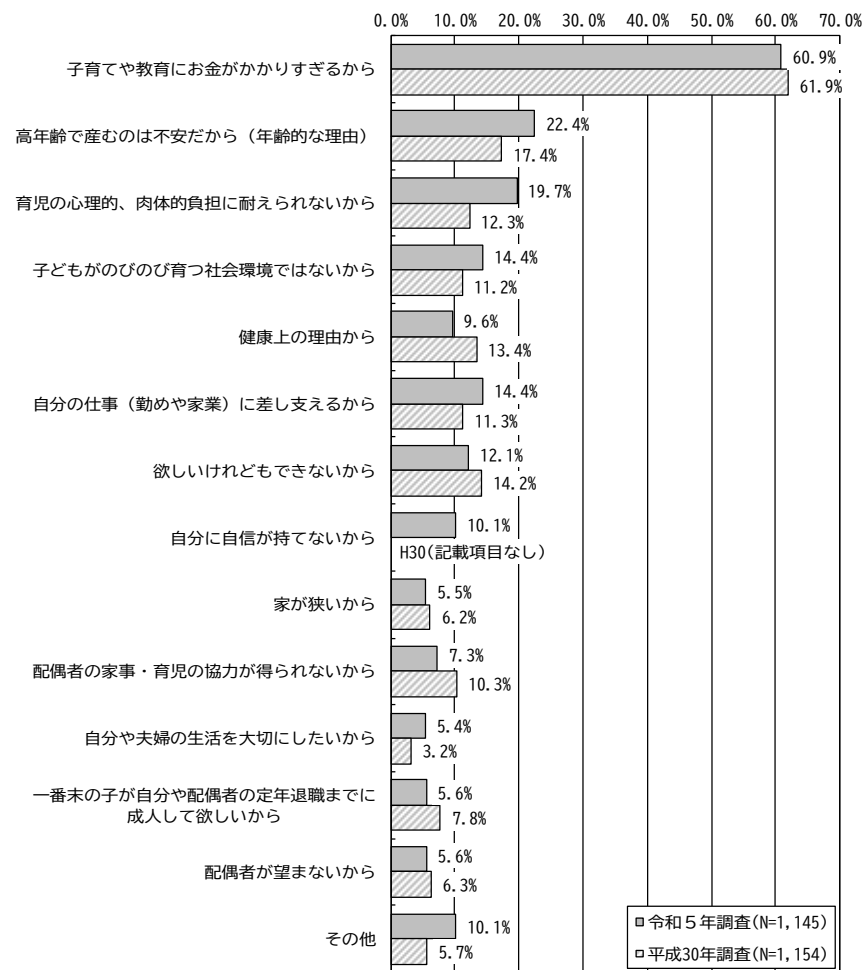
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

実際にもつつもりの子どもの数



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



グラフ中の「H30（記載項目なし）」は、前回調査時はなかった選択肢（今回新たに追加された項目）のため、各項目の経年比較には注意が必要です。

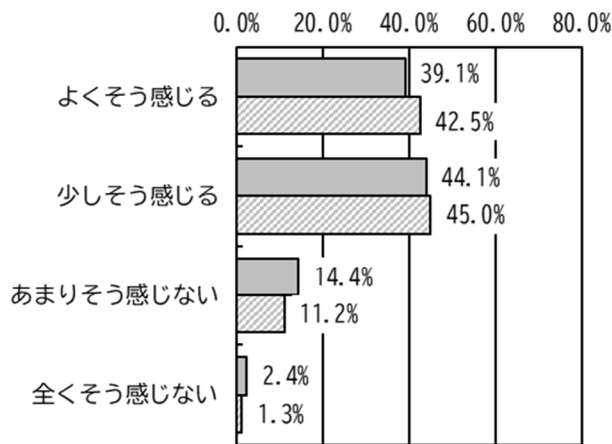
（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県

ウ 育児に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てについて、「毎日が充実している」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると83.2%、「子育てが楽しい」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると91.1%にのぼっております。いずれの割合も前回調査と同程度の水準となっております。

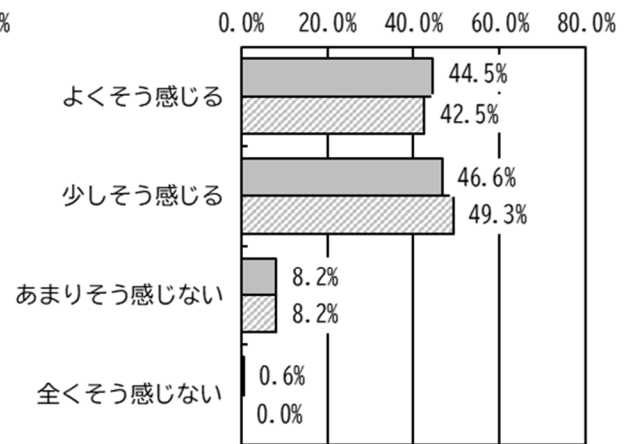
一方、「育児の自信がない」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると58.3%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると67.3%にのぼっております。いずれの割合も前回調査（平成30年度実施）と比較すると、増加しております。

毎日が充実している



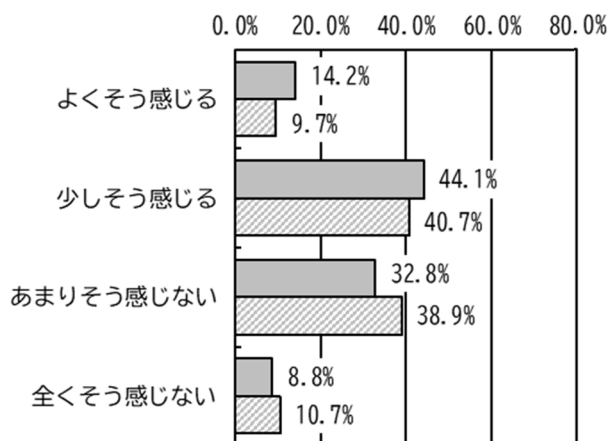
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

子育てが楽しい



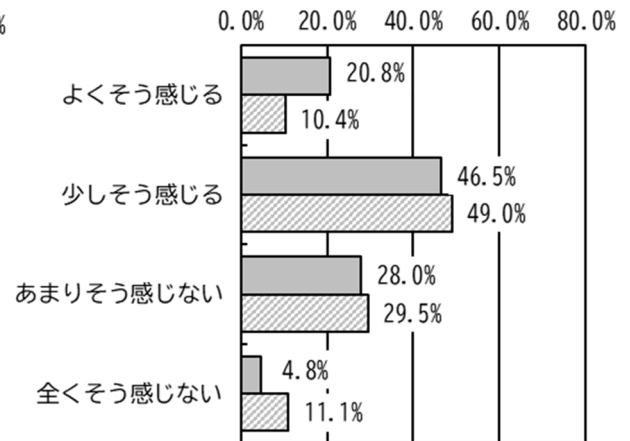
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

育児に自信がない



□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=637)

育児ストレスを感じることもある



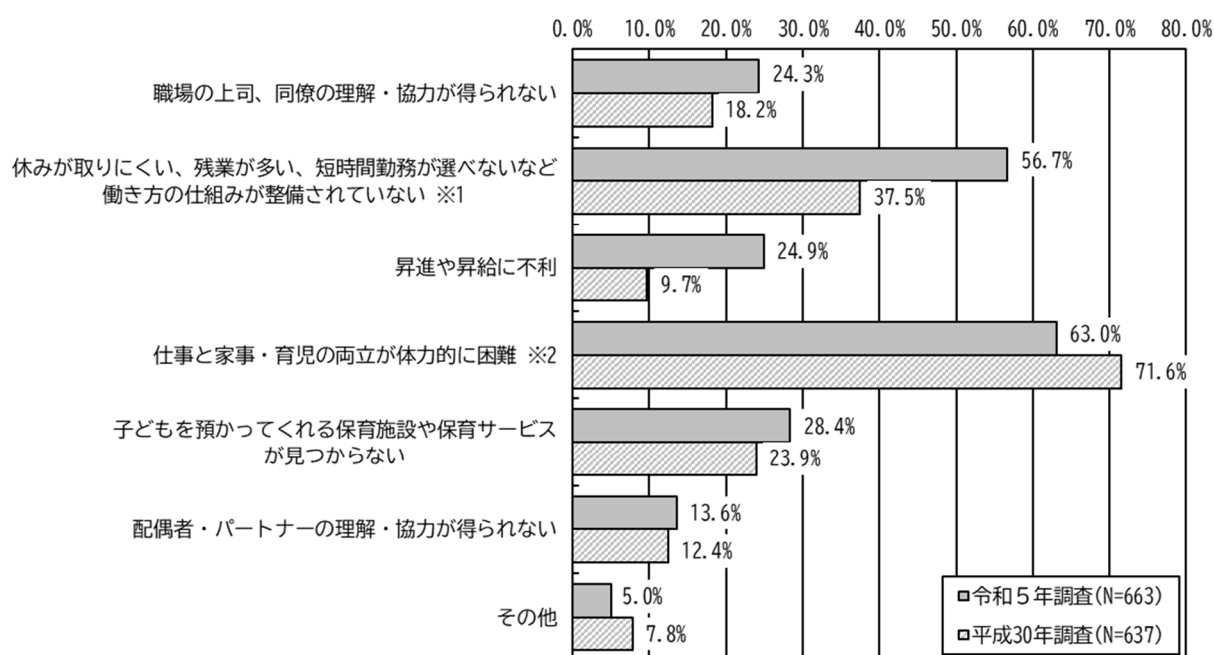
□令和5年調査(N=665) □平成30年調査(N=637)

(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

エ 子育てと仕事を両立する上での問題意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く上での問題点については、回答者の63.0%が「仕事と家事・育児等の両立が困難」、次いで56.7%が「休みが取りにくい、残業が多い、短時間勤務が選べないなど働き方の仕組みが整備されていない」と考えています。

子育てしながら働く上での問題点



前回調査から「子育てに十分時間がかけられない」の選択肢が削除されているため、各項目の経年比較には注意が必要です。

※1 前回調査では「休みが取りにくい、残業が多い」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

※2 前回調査では「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

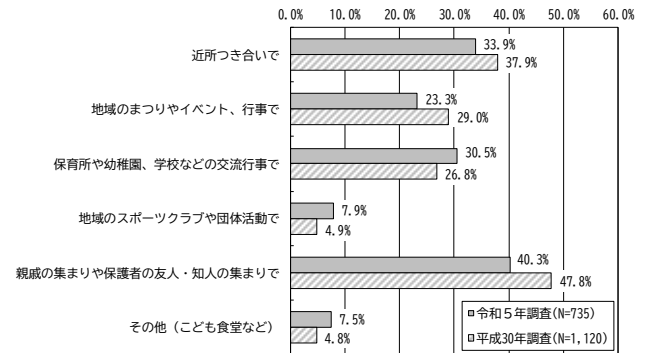
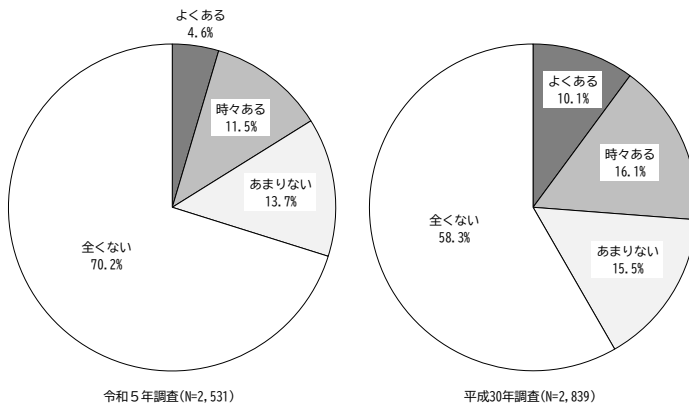
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

オ 地域のつながり

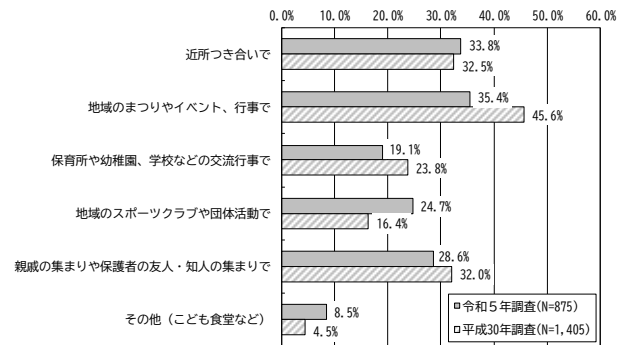
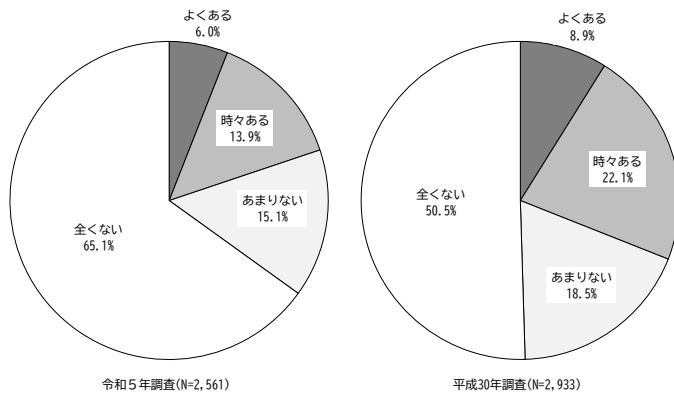
令和5年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、前回調査（平成30年度実施）と比較すると増加しており、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会

a. 乳幼児



b. 小学生

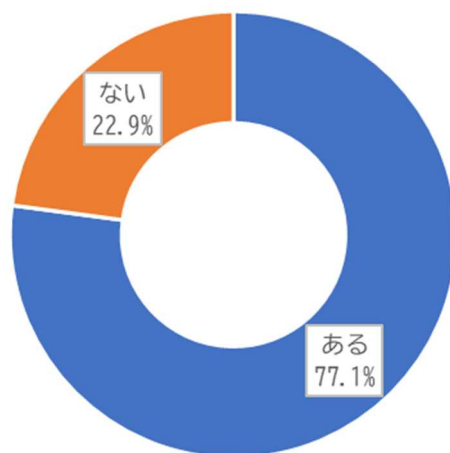


（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県

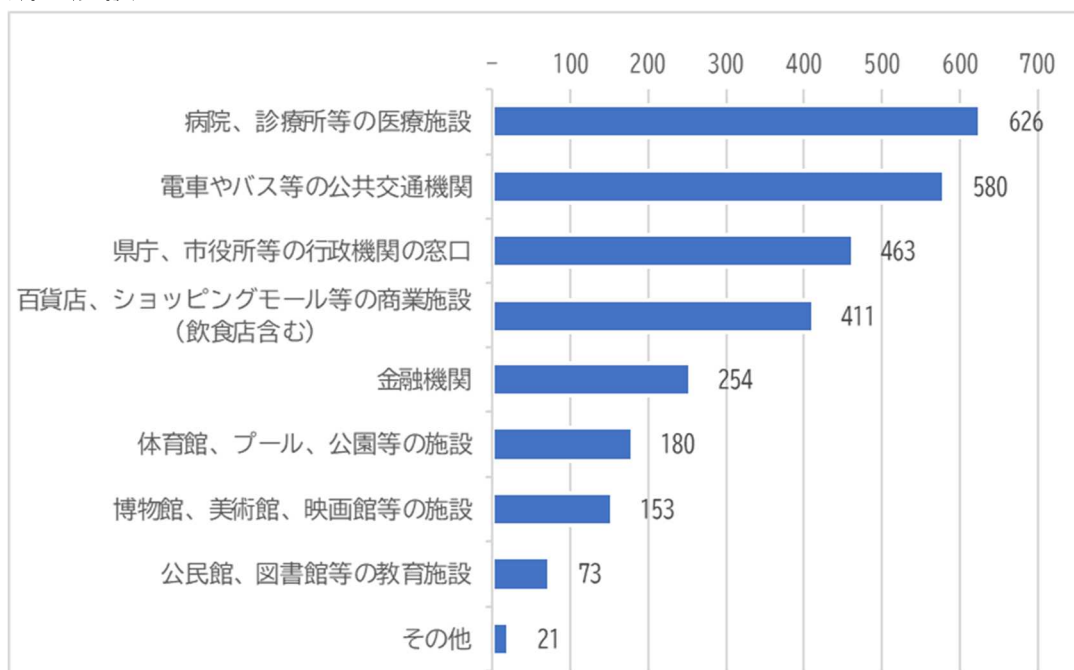
カ 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関する県民の意識

令和5年度に実施した子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査では、子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることもある割合が77.1%にのぼっております。特に負担を感じると答えた場所や施設については「病院、診療所等の医療機関」「電車やバス等の公共交通機関」「県庁、市役所等の行政機関の窓口」が上位の回答結果となっております。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることもある割合



負担を感じることがあると回答された方が、特に負担を感じると答えた場所や施設



(資料) 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査 滋賀県 令和5年(2023年)

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

・本県の合計特殊出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあり、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、本県は核家族世帯の割合が大きく、子育て家庭が孤立することのないよう、子育て家庭にとっての居場所があり、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要です。

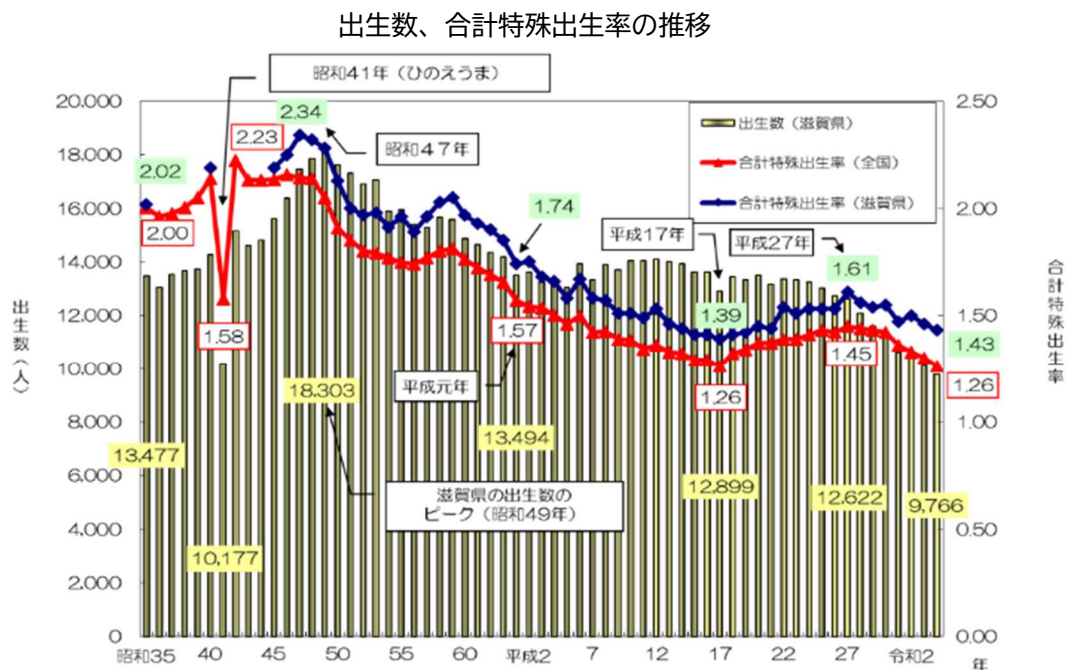
・県内の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒や、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加している状況から全ての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けた取組が必要です。

【人口動向の推移】

ア 出生数および合計特殊出生率の推移

令和4年人口動態統計月報年計（概数）によると、滋賀県の出生率（人口千対）は7.1と全国値を0.8上回っていますが、これまでで最も低い値となっています。

また、令和4年の合計特殊出生率は1.43で、全国値を0.17上回っていますが、人口置換水準（現在の人口を維持するための水準）、おおむね2.07を下回っています。

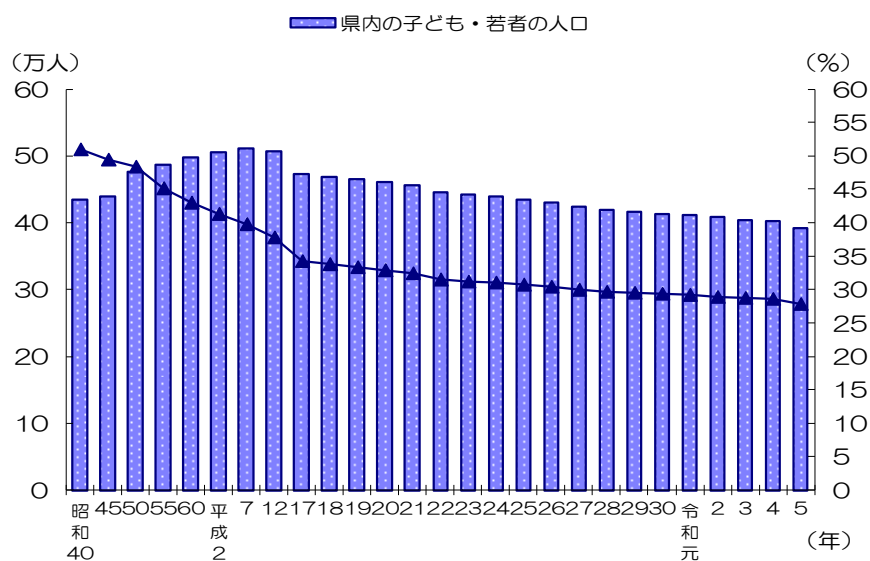


（資料）人口動態統計 厚生労働省

イ 総人口、人口構成の推移と推計

令和5年10月1日の滋賀県推計人口によると本県の総人口は1,406,103人で、このうち子ども・若者（0～29歳）の人口は391,611人となっています。総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっており、年々減少しています。なお、総務省の人口推計令和5年10月報によると、全国総人口に占める子ども・若者の割合は26.1%となっています。

子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移（滋賀）

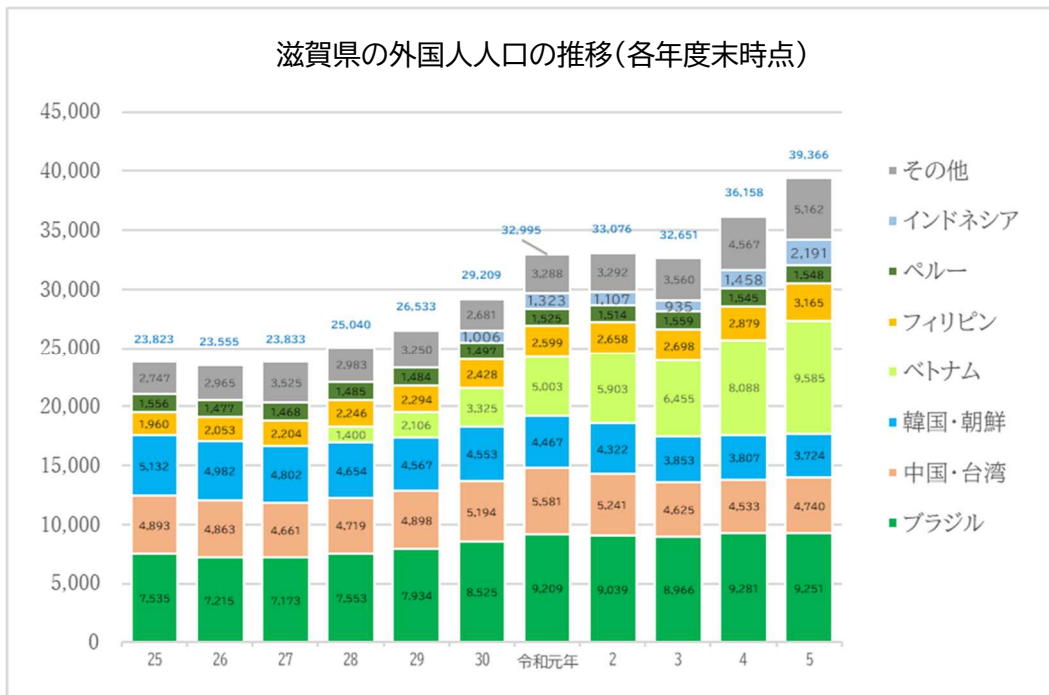


【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】（再掲）

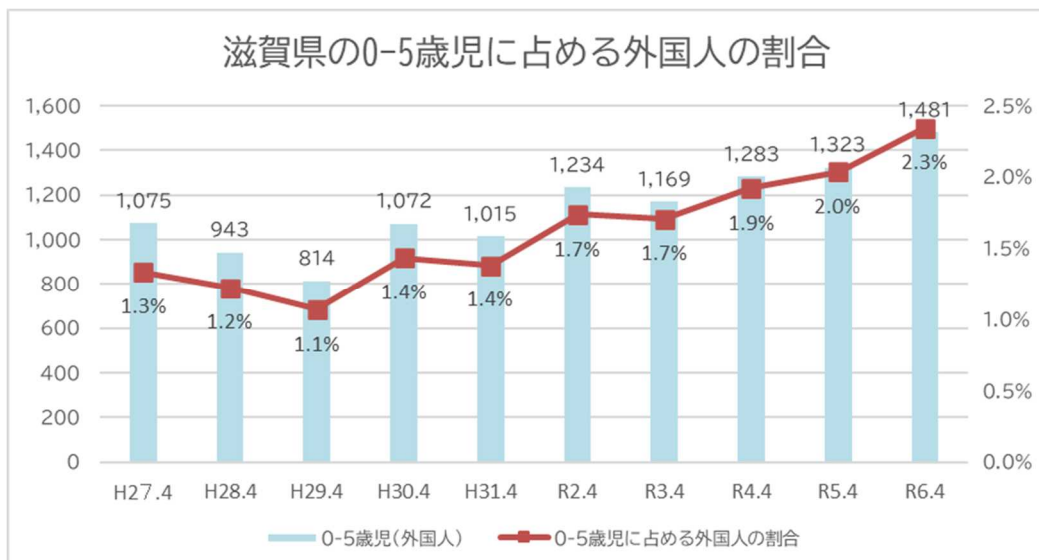
「児童数に占める障害のある児童数の割合」および「通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移」については、56ページに掲載

【外国人人口の推移】

令和5年度末時点の住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）によると本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で約1.6万人増加しています。近年はベトナム国籍者が急増しています。

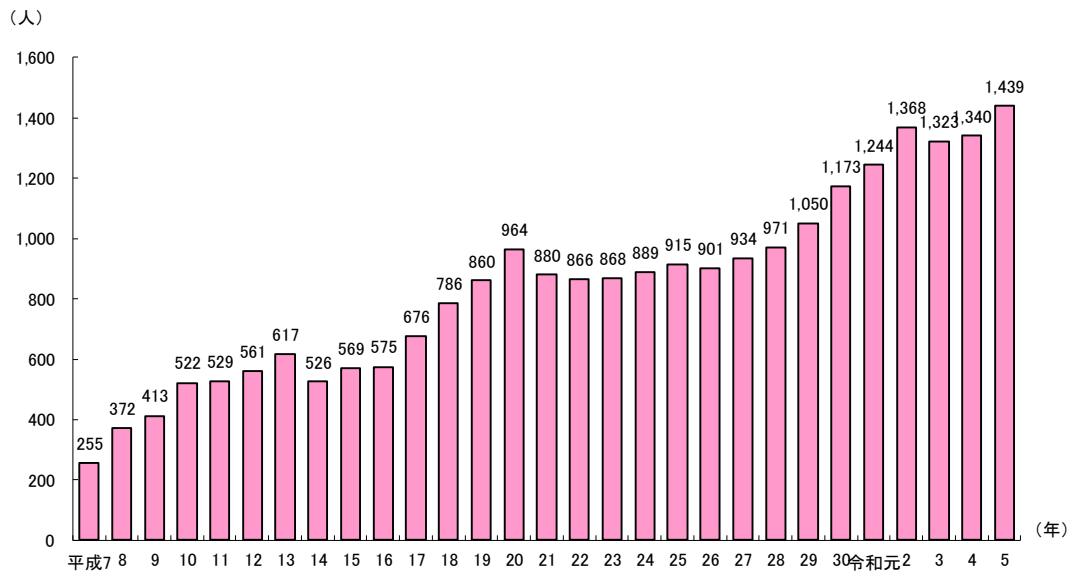


(資料) 住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表） 滋賀県
在留異国人統計 法務省



(資料) 毎月人口推計調査 滋賀県

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移 (公立小中学校および義務教育学校)



(資料) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査等 文部科学省